

令和3年度 島根県原子力安全顧問会議（第4回避難対策小会議）

日 時 令和3年7月15日（木）

13：30～16：15

場 所 島根県庁 防災センター室
（テレビ会議）

○福島企画員 そうしますと皆様お集まりということと、定刻になりましたので、これより第4回避難対策小会議を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます。島根県原子力安全対策課の福島と申します。よろしくお願いいたします。本日も前回と同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、テレビ会議により開催させていただいております。島根県側では、今回のこのテレビ会議の様子を報道機関の方に公開しておりますので、ご承知おきください。初めに、島根県防災部の出雲からご挨拶申し上げます。

○出雲次長 島根県防災部次長の出雲でございます。

顧問の先生方におかれましては、本日はお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。この小会議につきましては、7月8日に第3回を開催し、今回は4回目となります。本日のテーマは避難行動要支援者の避難対策、複合災害時の対応に関する項目などを予定しております。顧問の先生方におかれましては、様々な角度から忌憚のないご発言をいただければと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○福島企画員 そうしますと、引き続き説明に入る前に、事前に送らせていただきました配布資料の確認を行います。

お手元でございます、資料、次第に続きまして、出席者名簿、そして項目の一覧、資料1-1と1-2そして参考資料1と2。最後に資料2となっているかと思えます。資料構成は以上でございますが、皆様お手元でございますでしょうか。そうしますと、本日の議事の進め方、またご説明させていただきます。本日、3.の項目として、今回の小会議の項目設定について資料の1-1、1-2、参考資料1、2よりご説明いたします。この3.項目の説明につきましては、前回も同じように行っておりますので、今回簡単にご説明させていただければと思っております。

その後、議題の（1）避難行動要支援者の避難対策の項目について、県の考え方、取

り組みを続けて説明させていただいた後に、顧問の先生を名簿順に指名させていただきますので、ご意見を頂戴したいと思います。

また、前回もお伝えしておりますが、他の小会議ではハウリングが発生し、音声が聞き取りにくい状態になることがありました。これを防ぐために、発言される時以外はマイクをオフにさせていただきますよう、ご協力お願いいたします。

そうしますと、早速でございますが、3. 項目の説明について、島根県からご説明します。

○小村室長 島根県の小村でございます。今日はまたよろしくお願いいたします。そうしますとまず項目の説明でございます。

先ほどもありましたが、一週間前に同様な説明をさせていただいておりますので、1. の項目設定の考え方については説明を省略させていただきます。

2. から今回の項目についてでございますが、今回新たに9項目、ご意見をいただきたい項目を挙げてございます。この9つの項目につきまして、4つのパートに分けさせていただきまして、説明ごとにご意見をいただくと、こういう形で進めたいと考えてございます。項目でございます。

(1) ということで避難行動用支援者の避難対策ということで5つ項目を挙げてございます。(1) 避難行動を要支援者が安全に避難できるようどのような対策をとっているのか。2つめ、発災時、個々の避難行動要支援者の情報を適切に把握できるのか。ここまですべて第1のパートということで考えてございます。

括弧の3つ目からでございますが、ここからは避難手段、車両の関係になってございます。3つ目、避難に必要なバス・福祉車両の必要台数は確保されているのか。4つ目、発災時、バス・福祉車両による避難者輸送が実施できる体制になっているのか。5つ目、バス・福祉車両の運転手等の安全確保対策はどのようになっているのか、この5つの項目でございます。

大きな括弧の2つ目になります。複合災害時の対応ということで、2項目あげてございます。6番目でございます。地震による避難ルートの損傷等に対してどのような対策をとっているのか。7つ目、原子力災害との複合災害が発生した場合の避難対策はどうなっているのか。これが複合災害時の対応についての意見をいただきたい項目ということになってございます。

(3) ということでその他で挙げてございます。安定ヨウ素剤の関係を2つ挙げてご

ざいます。8番目、安定ヨウ素剤の配布状況や配布体制はどうなっているのか。9つ目、安定ヨウ素剤の服用指示はいつどのように伝達するのかという以上の9つの項目になってございます。

1つめくっていただきますと資料1-2ということでございますが、第1回の顧問会議小会議の方で先生方からいただいたご意見、それと今回の項目の関係というところを書いてございます。またご覧になっていただければと思っております。簡単ですが項目の説明は以上とさせていただきます、また本文のところで詳しくは説明したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○福島企画員 そうしますと、3. 項目の説明は以上となります。

引き続き議題(1)避難行動支援者の避難対策について、説明に入って参ります。まずは、先ほどもありましたように、項目1と2について続けて、県の考え、取り組みについてご説明させていただきます。説明の後、顧問の先生を指名させていただきますので、ご意見を頂戴したいと思います。

○小村室長 それでは、引き続きまして島根県の小村の方からご説明をさせていただきます。

1つ目、避難行動要支援者が安全に避難できるようどのような対策をとっているのかという項目でございます。前段のところ基本的な考えのところ書いてございます。やはり福島事故の教訓というところが非常に大きいかと思っております、当時、避難行動要支援者についても体調などを考慮せずに、搬送に適した車両を確保できないという状態のままに避難をしたということで、健康状態が悪化された方、或いは避難中や避難先でお亡くなりになった方というのが発生をしたということがございました。県ではこうした教訓を踏まえまして、避難行動要支援者につきましては基本的に避難先、避難手段、こういったものが適切なものが確保されて、安全に避難できる準備が整ってから避難すると、こういった考え方に立っております。

そのために、ということでございますが、原子力発電所から5km圏、これは予防的な避難ということで即時避難というような仕組みがございますけれども、準備が整うまで、その間は屋内退避をするということでございます。原子力発電所から10km圏内近隣の病院、それから入所社会福祉施設につきましては、特別に放射線防護対策設備というものを設置をしております、屋内退避中に被ばくの低減ができるよう、気密性を高め、放射性物質の流入を防ぐといったこういった対策をとっております。

ここまでは基本的な考え方ということでございまして、後段、具体的にその施設の種類ごとにどういった避難先、それから避難方法をとっているかというところを書いてございます。

3つわけてございますけれども、病院、有床診療所の入院患者の場合はどうか。2つ目が社会福祉施設の入所者、これについてどうであるか。3つ目が在宅の方、在宅の避難行動要支援者についてどうであるかというところでまとめてございます。戻っていただきまして、まず病院、有床診療所の入院患者についてでございます。避難先でございまして、これにつきましては、入院患者さんの場合は病態、その病状等に応じまして、避難先というものを調整する必要があるということで、その調整が終わった後に避難を行うということにしております。

それと屋内退避の関係でございます。避難実施により健康リスクが高まる方については自施設、自らの病院の中で屋内退避していただく、ということにしております。特に原発近隣にある10km圏内にある病院等につきましては先ほどの放射線防護対策を講じている、という状態になってございます。避難方法でございます。これは各病院、こちらの方で個別の避難計画、病院用の避難計画というのを自ら作っていただいております。

少しめくっていただきまして、次のページになるかと思っております、病院等の避難計画策定状況ということでつけてございます。この避難計画を策定するに当たりましては、県の方からこれを作るためのガイドラインというものをお示しをしております。それに基づきまして各施設の方で作っていただいております。病院、有床診療所につきましては、49対象に対して48が策定済ということでございます。これは令和2年の1月現在の数字になってございまして、その後、表の下に米印をつけてございまして、令和3年3月のところで策定が終わりまして、現在は49すべてのところで計画を策定するという状態になってございます。

戻っていただきまして、1ページのところでございますが避難方法、各施設が作成する避難計画に基づき行くと、その際に必要となる搬送手段、福祉車両、それから医療スタッフですね、これについては県や国等が確保するという書き方をしております。医療スタッフでございまして、病院から病院へ転院する際、避難する際はその病院の方も同行されるんですけれども、不足がある場合、こういった場合につきましては県、国の方で調整をして確保すると、こういう考え方でございます。

続きまして社会福祉施設の入所者についてでございます。こちらの避難先につきましては、地区ごとにあらかじめ広域福祉避難所というものを確保してございましてこちらの方に避難するということになってございます。基本的にこれは、その地区の一般の方が避難する先と同様な地区内の市町村内のそういった福祉避難所に行くということにしております。広域福祉避難所と、これは島根県の方で定義を、計画の中で定義をしているものになるのですけれども、一般の避難所よりも環境が整っているところということで、冷暖房設備ですとか、或いは多目的トイレ等が整っているところで、望むべくはバリアフリー等ができていたというそういったところを広域福祉避難所ということで、選んでいただいて指定をしております。

めくっていただきまして、いったんそういった所に入らせていただくんですけども、長期化が見込まれると、避難生活が長くなりそうだという場合には、社会福祉施設、或いは仮設住宅といったところ、避難先のほうで移っていただくと、こういうことにしております。

その下段のところ、屋内退避の関係でございまして、先ほどと同様、自施設の中ということなのですが、これも原発近隣10km圏内であれば、放射線防護対策を施した設備というのを用意しているということにしております。避難方法でございます。これは病院と少し近い形になりますけれども、施設ごとに、やはり個別の避難計画というのを作っていただいております。先ほどの表のところ、下の方になりますが入所社会福祉施設ということで、策定状況を書いてございます。こちらにつきまして今90%以上という形にはなっております。100%という形にはなっておりませんが、県としては先ほど申しましたガイドラインというものを示しをしております、ここに基本的なところはすべて書いてある状態になってございます。あと、施設固有のところについて書き込んでいただければ、という形で仕様を参考にできるものにもなっておりますので、とはいえ、やはり個別に作っていただくということで、意識というところも高まると思いますので、この策定に向けた取り組みというのは引き続きやっていこうという考えでおります。

また戻っていただきますけれども、避難方法というところでこういった計画がございまして、その上で、先ほどと同様になります搬送手段、これにつきましては、まず各施設の方で福祉車両をお持ちのものがございまして、そういったものを活用するというところと、やはり足りない部分につきましては県の方で確保すると、後で出て参りま

すけれども、タクシー協会等から提供いただくという●●でございますので、足りないものについては県の方で確保して活用していただくということにしております。

3つ目の区分になります、在宅の避難行動要支援者についてでございますけれども、これにつきまして、避難先については先ほどの福祉施設と同様になります。地区ごとの広域福祉避難所というところへ避難していただく形になります。長期間の場合の対応についても同様でございます。それから、在宅の避難行動要支援者の方につきましても、移転することにより健康リスクが高まる方というのが一定数いらっしゃるというふうに調査で調べてございます。そういった方につきましては、避難先まで長期の移動ということはなかなか困難でございますので、近隣に放射線防護対策設備、これは在宅の方に入っていただく放射線防護対策設備をしている施設というのを設けてございます。こちらの方で安全に避難が実施できる準備が整うまで待っていただいて、それから屋内退避、避難をしていただくと、こういった形にしております。

避難方法でございますが、こちらにつきましては、まずその指示等につきましては本人にご連絡するというところもでございますけれども、家族と同居している方、それからいわゆる支援者となっている方たち、近隣の住民ですとか民生児童委員、或いは自治会、自主防災組織と、こういった方達が支援者になっておるんですけれども、こういった方たちに連絡をすると、そういった形で支援を得て、避難するという形になってございます。

さらにということで、そういった支援者等が全員に決まっているという状態ではございませんが、そういったところにつきましては市の職員、或いは消防職員、団員とこういったもので、支援をしていくと、状況を確認していくと、こういった仕組みを市の計画の方では整備をしているということでございます。1つ目の項目については以上になって参ります。

続きまして、2つ目になります。先ほどは事前の計画、避難先、避難方法についてございましたが、2つ目、実際発災した際に、避難行動要支援者の情報を適切に把握できるのかと、発災時の対応についてまとめているものになってございます。情報というところに着目をしてございますが、前段につきましては、事前の情報把握というところについて書いてございます。

まず、人数等の把握でございます。在宅の避難行動要支援者につきましては、これは災害対策基本法に基づきまして、避難行動要支援者名簿というものが作られてござい

ます。この中には障がいの区分ですとか、いろんな情報も入ってございまして、それによって、避難にあたって、例えば福祉車両、ストレッチャー車両が必要な方なのか、車椅子車両が必要な方なのかと、こういった、どのぐらいの人数の方がいるかというところを把握をしております。それから施設に関しましては、これは病院、それから社会福祉施設に関してでございますけれども、平成27年度に実態調査というものをやっております。これによりまして、どのぐらいの人数がいるか、それから車両がどのぐらいいるか、というところの把握をしております。こういった把握した状況でございますけれども、例えば病院とか有床診療所等につきまして、施設が変わったというようなことがあれば改めて調査をするという考え方にしております。

実際にここまでは事前の把握ということでございますが、実際に発災時の対応ということで、それぞれの区分ごとの対応状況を書いてございます。まず病院、有床診療所の入院患者につきましては、先ほど申しました施設ごとに避難計画というものを作っております。この中でですね、施設の中で、災害対応するための班というのを作りまして、入院患者等の状況を把握をすると、その状況を県の方へ連絡すると、こういう仕組みになってございます。その入院患者数、病態ですとか、避難に必要な車両数等を把握して県に報告すると、県ではこれに基づきまして、必要な避難車両を確保、それから避難先病院の調整ということを行うことにしております。

避難先病院の調整でございますが、まずは県内の病院のところ調整をしていくと、これが不足する場合には、広島県、岡山県こちらの方とも仕組みを作っております。そちらの県と県の間で調整をしていくと。これでまずは避難先を確保していくということをやっております。

2つ目、社会福祉施設の入所者につきまして、こちらも同様でございますが、避難計画、個別の施設ごとに策定をしていくということで、施設ごとの災害対応の班の中で状況把握をしていくと。この情報につきましては、今度は市の方に報告をするという形になってございます。この地元の市から県に対しましては、福祉車両の必要数等を要請をいただきまして、市と連携をして受入調整を行うと、こういう仕組みになってございます。

3つ目、在宅の避難行動要支援者についてでございます。これにつきましては先ほども申しました、ご本人、それから同居者、それから支援者への連絡。また、その受け皿という形になりますけれども、市の職員、或いは消防団等で把握をしていくという

ことをやることにしてございます。各市から県へ車両台数等の報告を受けまして、県は必要な避難車両の確保それから各市と連携した受入調整を行うと、こういった仕組みになってございます。まず、避難行動要支援者につきまして、対策とそれから情報把握という観点で県の考え方、取り組みについてご説明をさせていただきました。ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○福島企画員 そうしますと、項目1、2について県の考え方を説明させていただきました。それでは、これまでの2つの項目について、ご意見、ご助言を伺って参ります。

なお、ご発言の際には該当の項目番号も併せてお示しいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。こちらから名簿順に従って、指名させていただきたいと思っております。まず、片桐先生、お願いできますでしょうか。

○片桐顧問 ご説明ありがとうございました。

避難行動要支援者の安全な避難に対する平時にやっておかなくちゃいけない計画の立案であるとかですね、対象者をきちんと把握しておくということに関しては、かなり細かく考えていらっしゃるというふうに、聞かせていただきました。その上でなんですが、あえて福島の事故と同じような巨大地震との複合災害になった時どうなのかということ僕としては別の観点から見ていると、福島の事故の時には、そもそも計画ができてなかったこともあるんですが、原子力災害医療の関係、病院も被災し、病院の関係者、家族もですね、被災しているという状況に置かれたわけですので、ちょっと観点が違うかもしれませんが、原子力災害対策の医療関係者の体制についてもかなり厳しい状況に置かれるということはやっぱり頭に置いておかなくちゃいけないのかなというふうに、思っております。

それは具体的にどういうふうなことを確認するべきかということと、すぐ●●するようなものではないんですが、そういうことも、頭に置いてかなくちゃなかなか対応が難しい環境が考えられるんですねということを申し上げたかったわけです。

2番目の方で情報がきちっと集まるのかということですが、これもきちっと今の仕組みの中で、避難計画が策定されて、ちゃんと例えば市に集まった物がしっかり県に集まるというような仕組みができてるということで、これ自体は現時点で考えられる整理としてはよろしいんじゃないかなと思います。

ただ前回もそうでしたけど、災害対策本部の活動もなかなか厳しい状況におかれま

すねと、情報が適切に集まってくるかどうかわかりませんということを申し上げたんですが、実はそういう情報をステップ追って集めて来るのが市なり、あと病院なりすることもきちんと連携がとれてる仕組みがないとできないわけですね。なおかつ、先ほどこちよつと触れましたような、状況として、計画が前に進むような、きちんと進めばそれはそれでよろしいかとは思いますが、実態としてなかなかそういう状況ばかりではないということも少し実感できるような環境を作っておいて、それが訓練に繋がるんでしょうけど、訓練という形で、体感しておくということもやっぱり必要かなというふうに思いますんで、情報に関していうと、災害対応の状況が厳しい中で、関係する連絡先との情報の共有の仕組みが上手く機能するかどうかというところを、日常的とはいいませんけど、定期的な観点でちょっと頭に置いて、難しさを体感しておくということも大事かなということを感じました。

この2項目に関してはきちんと整理がされているかなという感じはしておりますんで、今申し上げたようなところを少し注意していただければいいんじゃないかなって考えます。以上です。

○福島企画員 片桐先生ありがとうございます。

そうしますと続きまして関谷先生お願いできますでしょうか。

○関谷顧問 ちょっと3点お伺いしたいんですけども、2点が質問で1点が意見です。

1点目は、原子力災害医療に関しては、この項目ではなくてここはあくまで一般医療の原子力避難ということでもいいですか。

○小村室長 関谷先生おっしゃる通りでして、原子力災害医療をやっているところということではなくて、通常医療をやっているところが避難対象になったときどうなのかということでございます。

○関谷顧問 ありがとうございます。あと1点ちょっとお伺いしたい点があるんですけども、すいません事前に資料に目を通しておけばよかったんですが、鹿島病院ほか2病院において、放射線防護対策を講じた自施設、多分陽圧を行っているってことだと思っておりますが、次の次のページの、参考、避難計画PAZの施設だと施設数1になっているんですけども、計画と陽圧化の違いはまあそうなんだと思いますけど、2つっていうのはもう1個はどういう。

○小村室長 ご質問いただいた件ですけども、鹿島病院の方が5km圏内になって

ございまして、あとの2つがですね、実は5 km以遠、UPZの中になってございます。

○関谷顧問 わかりました。もう1点お伺いしたいんですけども、鹿島病院の陽圧化ってどれぐらいされているんですか。全施設が陽圧化されているんですか。普通どこかのフロアとかそういう感じだと思いますが。

○小村室長 ちょっと正確にどこの範囲ということはあれなんでけど、全館ではなくて必要な範囲でエリアを区切ってやっているという状態です。

○関谷顧問 そこにたぶん収容可能だっというふうな想定なんだろうと思いますけれども、やはりこの病院って時々において状況が違って、例えば今だったらコロナの対応にしているんで、施設の使い方が異なるとか、いろんな状況、多分自然災害を含む複合災害ですと、災害対応している中で、多分その陽圧化避難ということになるので、複合災害のことを踏まえて病院の対応っていうことを考えると、ちょっと状況が変わってくるかなというふうには思います。

ですので、計画上は今できているというふうなことなんだろうと思いますけれども、複合災害のことを考えた場合には自然災害対応をやっている中での陽圧化を考えなければいけないので、ちょっとその点について考えていただければというふうには思いました。以上が1項目めについてです。

2項目めについてですが、これは質問というような意見です。この原子力災害対策に備えて、要援護者、要支援者に関しての情報を適切に把握して、それに基づいて対応を取るっていうのは、当然やらなければいけないことですし、進めていかなければいけないことだろうとは思いますが。ただ、私、自然災害のことも研究しているもので、気になるのは、去年の球磨川もそうですし、今まで過去の災害で、要援護者の対応がすべからず情報を適切にすぐ把握して、要援護者の避難が適切に行われた事例っていうのは、そう多くはないんです。やっぱりちゃんときちんと計画をしていた、そういうふうな方法を考えていたとしても、やっぱりいざというときはできないっていうふうなことが多いので、もちろんこれ事前に準備をする、情報発信しようとするというふうな計画を立てるのは重要だと思いますけれども、プランBというか、うまくいかない時、また、バックアップとしてそういった判断ができないときにどうするのかみたいなことも併せて考えていただければというふうに思います。こっちは意見です。以上です。

○福島企画員 関谷先生ありがとうございました。

では野口先生お願いいたします。

○野口顧問 どうもご説明ありがとうございました。ご説明聞いた段階では、県としての要支援者に対する対策の最初のスクリーニングは、できているかなというふうに思っています。ただ全体聞いていて、この問題というのは、県だけではやっぱり難しくてですね。県、市町村、自治会等の密接な連携が必要になってくる問題なので、おそらく県でこういう計画を作っていますというだけではクローズできない問題なんですね。どこまでその市町村や自治体がしっかり具体的に対応してくれるかっていう検証をどうするか。もっと言うと、より良い普通のコミュニティづくりをどうするかっていうそういう根本的な問題なので、おそらくこの問題は県の計画云々ということだけでは、最終的な成果に関しては、なかなか実効性を担保をできた、できない、という議論も難しいかなというふうに思っています。そういう意味で、ぜひ市町村自治会との緊密な連携をお願いしますというのが最初の意見。

2番目はですね、要支援者っていうもののスクリーニングとして第一次はこういうことかなと思っているんですが、これから少し丁寧にやっていかなきゃいけない部分もあって、例えば、保育園の問題だとか、小学校の低学年の問題だとかっていう、1人では動けない児童の問題もあるし、特に自宅の人に関しては、長い間寝込んでいるとか、長い間障がいを持っているということが明らかな人は把握できているかもしれませんが、例えば1週間前に怪我をしたとか、もっと言うと、これからどんどん単独世帯が増えてきて、地域の中での情報をうまく連携できないような時代構成が来ますけど、自分はこういうふうに要支援だということを言いたがらない住民の方もたくさん出てくるわけですね。そういう方に対して、どれくらい具体的な状況把握できるかというのは、これはやっぱり研究課題だと思います。それから今までの話で、完璧に抜けているのが、やっぱりこの計画って住民対応でしかないってことですよね。島根は例えば出雲大社で残っていますけど、観光に来た方の要支援者ってどうするんですかっていう問題が残っていて、住民対応でタクシーとバスは全部借り上げてしまうと観光の人って動けなくなってしまうんですよね。そういう、その観光の人たちの要支援者の問題がおそらく残っているなというのが、今日お話を聞いた段階での感想であり、意見ですね。

ただ、それで第一次としての、県としての計画はスタート地点はできているとして、これからどちら方向に細やかに進めていくのかっていうことを計画を立てる必要があ

るというふうに思います。要支援者というものを周囲や状況というのをより細かくや
っていくという方向で、計画を具体化していくのか、市町村や自治体との連携という
ことで、まずこの今の要支援者対応の実効性を上げていくのか、それとも観光県島根
として住民だけではなくて、観光の方も含めて安全を担保していますよってというふう
に、要支援者の方への対応を分厚くしていくのか、いくつかの方法があると思いますが、
いっぺんには無理なんですけど、そこら辺の方針はこれからすごく大事になるだ
ろうというふうに思っています。

それから最後ですけど、今日で最初の小会議終わりなので、見ていたら出てこない
みたいで言うておきますけど、今までは要支援者の避難対策っていうところの議論っ
て、ある種当たり前にやられているのですが、私心配しているのは、支援者の安全です
ね。それはいろんな人を逃がすことを優先してやっていらっしゃる方の安全を最終的
にどう担保するかっていう事が意外と抜けるんです。例えば観光地であると、ホテル
の方とはとにかくお客様を安全に出すということを一生涯命なんでおそらく一番最後ま
で残られます。こういう方の安全を最終的にどうするかとか、もちろん皆さん方のよ
うに県の職員の方など、住民の安全を確保するために最後まで現場で活動される方の
安全をどうするのかっていう問題が、いつも抜けるような気がします。マスコミの方
もそうですよね。最後まで現地報道されようとしているマスコミの方がどう安全も確
保するのか、そこを自己責任と言え、それまでなんですけどやっぱりそこは社会と
して、きちっとそういうこと目配せができていくルールは必要だというふうに思い
ます。私からは以上です。

○小村室長 ありがとうございます。島根県の小村でございます。様々な大変貴重な
ご意見ありがとうございます。参考にさせていただいて、いきなりすべて消化し切れ
るかというところがございますけれども、幾つかお答えをしていきたいと思えます。

まず、複合災害等を考えた時にですね医療関係者のところも厳しいところが出るん
じゃないかというコメントをいただきました。そういったところも考えながらという
ことでございますし、先ほども少し触れておりました。介護等ですね、医療等足りない
場合というのは、国の方にも支援を要請をしてというところで、まずはしっかり状況
把握してやっていくということが必要かなというふうに思っております。

それからの情報共有等がしっかりできるのかというところ、これは訓練等でですね、
確認をしたほうがいいんじゃないかと、そういったところを体感してみることが必要

じゃないかということをお願いしております。訓練毎年やってございますけれども、そういった視点も少し考えながら企画等もまた考えていきたいかなというふうに思います。

それから、ちょっと順番前後するかもしれませんが、観光に来ていただいた方の避難等、特に要支援者の方がどうかというところがございます。今回ちょっとご説明の中入ってございませぬが、観光等来られた方につきましては、発電所の状態が悪くなって、かなり早い段階から情報提供させていただいて、避難等退去していただくということで考えてございます。時間的にはそういった段階からということになってございますけれども、その時に避難行動要支援者に当たるような方がどうかというところまではちょっとまだありますが、その時間の中でしっかり対応していく必要があるかなと、情報提供ということをまずしっかりやっていくということかと思っております。

それから、市町村との連携ですね。特に要支援者の対応のところ当然、支援者と要支援者名簿で把握して或いは支援者というところを確保していくというところを各市の方でも取り組みをされておりますし、やはり一番住民近い市町村というところ、それから自治会というところの取り組みというのは非常に重要だと思いますので、こういったところは各市と今までも共通連携して、いろんな対策というのを考えておりますけれども、しっかりこういったことも考えていきたいというふうに思います。

その他、またいただいたところにつきましてはしっかり整理をしまして、今後対応を考えていきたいと、どの部分を充実化していくかというところをやっていききたいと思っております。ありがとうございます。

○福島企画員　そうしますと皆様からご意見いただきましたけれども、追加での意見がございませぬでしょうか。関谷先生お願いいたします。

○関谷顧問　今ご説明あった点なんですけれども、ちょっと要配慮者と避難行動要支援者との話が混ざっているのかなというふうにちょっと思いました。もともと災害対策基本法では、そもそも迅速な円滑な避難の確保の支援を要する人を避難行動要支援者って言っていて、乳幼児とか障害者とか高齢者、外国人の場合、要配慮者っていうふうに言っています。原子力災害の場合は、施設敷地緊急事態要避難者っていう言い方で、外国人やそういった先ほど野口先生がおっしゃっていた乳幼児とか妊産婦の場合も、やはり安定ヨウ素剤とかの問題があるので早めに避難させるっていうふうな意味

で、避難行動要支援者と同じように早めに避難させるっていうふうなニュアンスで配慮が必要なんだってことだと思います。

なので、ちょっと避難行動要支援者の話と要配慮者の話が混ざって議論されているような気がしますので、そこを整理していただいて、施設敷地緊急事態要避難者として早めに逃がす人はどうなるのかっていうところと、避難行動要支援者として、行政がサポートして避難するっていうところはどういうふうにすればいいのかっていうのをちょっと整理いただいたほうがいいかなというふうに思いました。以上です。

○小村室長 関谷先生ありがとうございます。

整理いただいて、大変ありがとうございます。

○福島企画員 野口先生お願いします。

○野口顧問 ありがとうございます。言葉に関しては関谷先生おっしゃるとおりですね。実は私が申し上げたかったのは、こういう住民を守る議論というのを、点の展開をしておく、すべての人にきちっと目配せができていいのか、この人にはできているけど抜けているところはないか、というのが心配だということを申し上げているわけですよね。

だからそういう意味で、防災計画の時はきちっと、いわゆる人のカテゴリーじゃないけど、いくつかこういう、先ほど関谷先生から並べていただいたような格好でちゃんとやって、それぞれに対してちゃんと対応ができていないかをちゃんとチェックしてもらいたいというのが、今日申し上げたかったことなので、言葉としては関谷先生のおっしゃるとおりというふうに思います。

それからもう1つ、ちょっと言い忘れていたのですが、特に病院の場合、逃げられない場合は、屋内退避っていうことってそれしかないと僕も思っているのですが、その後大切なことが2つあって、1つは屋内退避を続けられるための生活支援を具体的にどうやってやるかっていう、そのロジの継続の話が1個ですね。

もう1つは、やっぱりどうしても本当は避難しなきゃいけないのに避難的できないという精神的な不安を払拭するために、どういうふうな情報提供等を行うかっていうことは、これ事前に考えておく必要があると思います。私からは以上でございます。

○小村室長 用語の整理の関係、それから漏れがないようにというそういう視点が必要だっていうことをよくわかりました。病院の方のロジの関係で一つだけ、原発の近隣のものにつきまして、放射線防護対策設備というのをやっているというところで、

1つだけちょっと参考でお伝えをしますと、そういったところに備蓄の食料等ですね、同時に整備するようにしてございますこれ、7日間ということでございますので、県の取り組みとしてこういったこともやっていくということで、ご紹介までお伝えいたします。以上でございます。

○福島企画員 他、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ次の項目の説明に移らせて頂きたいと思えます。項目の3から5についての考えを続けてご説明させていただきます。その後にもまた先生方からご意見、ご助言いただこうと思えますのでよろしくお願いたします。

○小村室長 では3番から5番目で、これは車両の関係についてでございます。

まず、3つ目につきましては、これは台数の確保ということで書いてございます。避難に必要な数、福祉車両の必要台数が確保されているのか、ということで整理をしてございます。まず、原子力災害時の避難に使用する車両の多くは自家用車での避難ということを考えてございますけれども、バスがどのぐらい必要かというところでまずバスの保有台数というのを確認をしてございます。島根県内のバス会社ということで、現在、令和2年8月が今、最新の数字になりますけれども、681台ということになってございます。これに対しまして、まずPAZの避難でございまして、この際使うバス台数というのを試算をしてございます。

施設敷地緊急事態、少し早い段階で避難に必要なバスというのが70台程度、それから全面緊急事態に必要な台数が60台程度というふうな試算をしてございまして、この台数につきましては県内保有が681というところで足りるだろうと、確保しているという考え方でございます。一方でございまして、UPZにつきましては、これは島根県内に約38万人がいらっしゃるというところで、ここもちょっと極端な、厳しい設定ということで、あえて全域が一時移転等を実施するというふうな仮定をしまして必要台数の試算を行ってございます。

この場合、住民の10%がバスによる一時移転という想定をいたしまして、1,000台以上バスが必要と、計算上こういった形になってございます。なので、先ほどの県内保有台数と比較しましても、それ以上というふうになっているということでございまして、県の方では平成29年の4月になりますが、この台数を確保するというところで鳥取県さんと一緒に中国5県バス協会さんと、ここに書いてございます、原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送に関する協定書というものを締結をいたしてお

ります、としまして、避難住民等の輸送業務に協力頂く体制を整えたということにしてございまして、その結果でございますけれども、島根県、鳥取県を除いたところで、中国地方のバス会社保有台数、これは5,350台ということになってございますので、数字を足し合わせますと、その1,000台に対して数については足りておるとい状態になってございます。

それから福祉車両、これは避難行動要支援者の方、避難していただくのに車椅子が乗せられる車両或いはストレッチャーを乗せることのできる車両と、こういったものが必要ということでございますので、その必要台数について、まずは試算を行ってございます。こちらどれだけの数があるかというところ、まず実態調査で把握をしまして、台数を計算する際には、色々な車種ございますけれども、1台当たり1人のるとい計算の仕方です計算をさせていただきます。

5km圏内につきましては、人数は90名ということで、必要台数が90台、車椅子車両が必要な方です。それからストレッチャー車両が必要な方これは10名ということで必要な台数が10台という計算をさせていただきます。

次めくって頂きますと、UPZになります。こちらの方につきましては、必要な方、人数も増えて参ります。ただし、UPZにつきましては、移転の対象になってから1週間程度内の移転というところで、計算上はですね、この1台の車が2往復をすると、で7日間ということで、人数を14で割り戻しまして必要台数というのを計算してさせていただきます。

車椅子車両の必要台数について452台、それからストレッチャー車の必要台数について202台という計算をさせていただきます。これも一度に30km圏対象になった場合という時の必要台数ということで計算をさせていただきます。

これに対しまして、県内で保有している福祉車両の数でございますけれども、県内の社会福祉施設が保有する台数というのが平成27年調査をさせていただきます。車椅子使用の車両が1419台、ストレッチャー仕様の車両が157台ということで比較していただきますと、ストレッチャー仕様の車両について、202台必要に対して157台と、県内だけでは足りないという状態になってございます。

こういったことございまして、同様に、先ほどバスの方ございましたけれども、平成29年7月になりますが、中国5県のタクシー協会、これ福祉タクシーをお持ちというところで、タクシー協会の方と協定を結んでございます。原子力災害時等におけ

る福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書というものを締結いたしまして、避難する要配慮者等の輸送業務に協力をいただくということ、これ、協定を結ばせていただいたということでございます。中国4県、島根県を除いた中国4県でお持ちの車両の方でございますけれども、ストレッチャー仕様の車両が98台ということになってございます。この98台と、先ほどちょっと上になりますが、ストレッチャー仕様は157台ということになっておりまして、これを足し合わせて255台ということで、必要な台数については満たしていると、こういう状態になってございます。

ただしということで、余裕度は50台程度ということで、もう少し余裕が欲しいと、それからPAZ内、これは数が足りてございますけれども、できるだけ確実に早く手配ができる車両と、こういったものを確保したいということが、県としてはやりたいということで課題というふうに認識をしてございました。このためということでございますが、県の方では本年の6月にですね、他の原発立地地域でもあるんですけども、そういった事例を踏まえまして事業者の方に福祉車両、ストレッチャー仕様の確保ということを要請をしております。

これについては同意をいただきまして、現在島根鳥取、両県合わせまして、52台について追加配備を進めていると、こういう段階になってございます。なおということで、その下書いてございますけれども、不測の事態等ございまして、確保している輸送能力で対応できない場合と、こういった場合につきましては、国の方と調整をいたしまして実動組織、警察、消防海上保安庁と自衛隊に支援を要請して輸送手段を確保すると、こういったことを最後の手段ということで用意をしているということでございます。

続きまして4番目になって参ります。こちらは人の関係になって参ります。発災時にバス、福祉車両による避難者輸送が実施できる体制になっているのかという項目でございます。まず、こちらにつきましては、先ほど申しました2つの協定これがもとになってございます。バスにつきましては、原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書、それからタクシーにつきましては、これですね、原子力災害時等における福祉タクシーの緊急輸送等に関する協定書という、こういう協定書を結んでございまして、それぞれ避難住民、それから避難行動、避難が必要な要援護者の方の輸送業務に協力頂くことを規定の中で謳っております。

実際にその輸送職務を遂行することが必要となった場合につきましては、その協会

或いはその会員に対しまして、業務内容、それからこういった期間というところを指定をした上で県のほうから協力要請を行うということになってございます。こういった手順を定めてございます。で、実際の要請を受けた会員等につきましては、県の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものと、こういった書きぶりになってございます。この実際に通信連絡ですね、要請する際の手順等につきましては、訓練等でもやっております。

また、実際、令和元年となりますけれども、中国5県、広島県岡山県のほうから、バスを実際に出してもらってというようなことも、やっているという形で取り組みを進めているところでございます。で、その下段のところになって参りますけれども、後半でございますが、実際に原子力災害時に両協会の会員の方に確実に協力いただけるようにということでの取り組みをやっております。

内容としましては、一つは、その業務に従事する方の安全確保、それから放射線防護措置等に必要な資機材、そういったものの整備をやっているということでございます。これは次の項目のところでも少し詳しくご説明したいと思います。それから、運転手等を対象とした放射線、それから放射線防護に関する知識習得のための研修という、これも毎年度実施をしているところでございます。県としましては、原子力災害時確実に両協会等の会員に確実に来ていただけるよう、引き続き努力をしていくと、こういった考え方で取り組みをしておるところでございます。

その下、なおということで書いてございます。新たに中国電力の方に追加確保を要請しました車両、これにつきましては、実は平常時におきましては、各市の中の施設、社会福祉施設等に配備しまして、平常利用をしていただいてもいいと、こういった条件で配備しようということで進めてございます。ただ、この場合も実際発災した際にはですね、必ずその避難に使うということで、その際には中国電力が当該車両を使用して、要支援者の避難に対応すると、こういったように仕組みを設けてございます。

次のページになって参ります。バス、福祉車両の運転手等の安全確保対策についてはどういう取り組みをしているか、というところでございます。これも協定の中に書いてございますが要請する際、運転手等の業務に従事する者の安全確保に配慮して、また放射線防護措置等の安全対策を行った上で行うものと定めてございます。

このため、県としては事前の対策といたしまして、まず、県と協会等の間の連絡体制の整備、それと緊急輸送を実際に行ってる際に、従事者等の常時連絡を取れるように

するための通信手段の確保ということを考えてございます。それから放射線及び放射線防護に関する研修機会の提供は先ほど申したのになります。

それから、3つ目が資機材の関係になりますが個人線量計、それから防護服等の放射線防護資機材の整備と受け渡しにかかる体制の整備としてございまして、その下に表で実際の資機材整備等の数を書いております。個人防護装備セットそれから電子式個人線量計、安定ヨウ素剤だということで、必要数あげてございまして、この数に関しまして、計画的に整備を進めているということでございます。

それから、実際の安全確保というところで、業務を実施する際の被ばく線量について、これも協定の中で謳ってございまして、両者との協定の中では、業務の実施による被ばく線量の予測を予め行いまして、これが平時の一般公衆の被ばく線量限度、これを目安としまして、1 mシーベルトを下回る場合に協力を要請すると、こういった協定の内容にしてございまして、考え方の下に米印で書いてございまして、内閣府の方で、平成19年に原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結についてと、いう中で考え方が示されてございまして、また、遡ってという形になりますが平成25年についてこういった対応方針というものを作っていると、その中で示されている1 mシーベルトを基本として、自治体と民間事業者の間で協議し合意することが必要であると、こういった考え方を踏まえて取り決めをしたものでございまして、その上でということで実際の被ばく量の管理のことでございまして、県のほうで配布をします個人線量計、或いは防護資機材を装着していただいた上で、業務に当たっていただくと、その上で、累積線量につきましては、帳簿で記録をして管理をするということにしてございまして、そうしたことで、1 m S vを超過することがないように管理するというこういう形で安全確保対策を考えてございまして、この3から5からの説明については以上であります。またご意見の方よろしくお願いたします。

○福島企画員 そうしますと、項目の3番目から5番目について県の考えを説明させていただきます。

では、これまでの項目について、先ほど同じようにご意見、ご助言いただきたいと思います。なお、これも該当項目番号、発言の際には併せて示していただきますようお願いいたします。そうしますと、名簿順、1つスライドさせて関谷先生からお願いできますでしょうか。

○関谷顧問 ありがとうございます。2点あります。まず1点目なんですけれども、そ

の必要台数のところなんです、再稼働が、コロナもあったかとは思いますが、昨年度11月の2日に内閣府の原防から新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて出てると思います。それだと多分車両が足りないんじゃないかなというふうには思います。倍必要なんじゃないかなというふうに思うので、その場合はどうなんでしょうかと言うのが疑問として思いました。もちろん、ワクチンが進んで、ある程度時間が経ったあとは関係ないんでしょうけれども、今の段階だと、それは関わってくるかなと思いましたが、ちょっと気になったところです。

2点目ですけれども、5番目の一番最後の方の課題に、これ私が疑問点で挙げているところなんですけれども、被ばく線量の限度として1 mSvがあがっているというのは、内閣府が示しているのもそうですし、一般的にはそうなんだろうというふうには思います。ただ、OIL1の時は500 μ Sv/hですので、当然超える場合も出てくるわけで、それを超える可能性がある場合というのは、基本的には、バス事業者の避難ではなくて、自衛隊による避難を考えるっていうふうに理解すればいいんでしょうか。それとも、可能な限りにおいてはお願いするっていうふうな感じなんでしょうか。2点お伺いできればと思います。

○福島企画員 ありがとうございます。

関谷先生からのご質問については、後でお答えさせていただきたいと思います。続きまして、野口先生お願いできますでしょうか。

野口顧問 どうもありがとうございます。私はまず<3>と<4>併せてなんですけれども、これも先ほどと同じように、スタート地点としてはこういうことかなというふうに思っています。<3>と<4>と併せて考えると、この中身に書いてあったように、可能な限り、県の業務に協力していただくって書いてあるんですけど、その可能な限りの可能性をどうやって広めていくかっていうことが、すごく重要なんでしょうね。

逆に実態的にはどういう場合が可能で、どういう場合が可能でなくなるかということかなり丁寧にやらなければいけないなというふうに思ってる。ここはなかなか、今はそうでも5年後10年後に同じようにできるかということを含めてちょっとこれからの検討課題だろうというふうに思っています。

それからこういうバスを使った避難の場合は2つ問題点があって、1つは予定通り

多量のバスが確保されたとして、これだけ多量なバスをスムーズに運行させるための運行技術、これはシミュレーションとか訓練っていうのは結構大変なんだろうなというふうに思っています。もともとダイヤが組んであるものではないので、その状況に合わせて、どんどんダイヤの組み合わせみたいなのができるだろうと。

それから、逆に集まらなかった時っていうことがあって、集まらなかった時、もしくは線量が大きくなった時には、警察、自衛隊という別の機関への依頼という格好になってくるんですが、その切り換え時期をどうするかというこのタイミングですね、この切り換え時期が遅くなればなるほど、おそらくさらに混乱は増すと思うので、これも先々の状況をどう読むのか先読みが必要で、来るはずだと思っているんだけど、来なかったっていうことはたくさんあるので、そういうふうにこれからその予定どおりにどこまでオンタイムでいけそうか、どこまで予定どおりいけそうかということを考えながら、切り換える判断って実は結構難しいんだろうと思います。

これもやっぱり、いろんな不都合になる状況を洗い出しておいて、その状況にないのかというチェック項目をチェックしながら対策を立てていくっていう、これはむしろ行政の紙上訓練というか、その中で技術を磨いていかなきゃいけない問題なんじゃないかな。

それから最後の事業者の安全確保に関してはこういうことだろうと思いますが、ちょっと1個だけ心配なのは、帳簿で管理ですかという点で、帳簿というのは別に紙と決まっているわけではないんですけど、こういうふうにリアルでどんどん動いていくものに対して帳簿管理ですかと、これも、ちょっとさすがにこれから考えなきゃいけない問題だと思います。これって今のコロナワクチンのいろんな作業にすごく手間取っている云々といっぱい出てますからね。そこら辺も、今後の検討課題としてはあるような気がします。私から以上です。

○福島企画員 野口先生ありがとうございました。

そうしますと、片桐先生、続いてお願いしますでしょうか。

○片桐顧問 ご説明ありがとうございました。まず<3>と<4>に関して野口先生がおっしゃったとおりなんですけど、やっぱり数字を整理をした上で必要な台数として、確保していくっていうこのステップ自体はやむを得ないんでこういう形で確保できますという説明で、それがやられてないってことなら問題ないだろうけど、きちっとやられているということで結構かなと思います。

ただ、これも野口先生おっしゃられたんですけど、実際にそういった考えで整理してたにもかかわらず、車両が確保できない、あと状況もかなり悪化してるというようなことも当然考えられるわけで、やっぱり住民安全確保のための活動全体を考えたときには、こういったバス協会なりタクシー協会などとの連携をとるということも必要でしょうし、あと、実動機関とどう連携をして一つの形を作っていくのか。これは前もお話をさせていただいたような住民安全のための活動のオフサイトセンターと災害対策本部の重複、きちんとやっぱりその部分が前倒しに検討した上で、これを実行するためにどのくらいの時間が必要なのかというふうなところまでセットで考えなくちゃいけないので、今の台数の話でご説明はいただいたんですが、どちらかというと、住民安全対応の実動をどう具体化してくかという枠組みこれはもう災害対策本部と国との連携、あとこういった各業界との連携というようなことを、スムーズに流れるようなこと、そういうための体制づくりを含めてですね、ぜひ考えていただきたいなというふうに思いました。

<5>の項目ですが、これもあえて申し上げることはなくて、事前にちゃんと資機材の整備をしたり、関係者の教育を行ってきちっと安全確保できるようにしていますということであれば、それは問題ないと思うんですが、やはり絶えず複合災害が頭にあるということもそうでしょうし、あと、めったに発生しないものって言ったら怒られるかもしれませんが、基本的に今の考え方は原子力災害の対応として、おそらく今後考えられないだろうというほどの施設の安全規制を行っているので、あえて使うとしたら滅多に発生しない原子力災害に関する意識をどれだけきちんと継続するのか、維持できるのかというふうに、ここはやっぱり大事なかなと思います。

そのための取り組みを進めていくということでは、まず考えなくちゃいけない項目として、当然避難ですから、しかもUPZ圏内の方々に避難をして頂く、そのタイミングでどういう懸念があるかっていうのは、すでに放射性物質が放出されていて、OIL1かどうかわかりませんがOIL2もしくはそれ以下であってもですね、放射性物質が放出されて、周りが汚染をしている状況にあるということを考えると、住民は当然不安を覚えるんでしょうけど、このバスの住民輸送のためのそういったドライバーの人たちもですね、やっぱり事前にいろんな教育を受けて、放射線っていうのをある程度理解をして、自分が現場で活動する時はこんな状況なんだよということはわかった上で対応していただくことになってるとは思うんですが、ただ、そうであっても

やっぱり、躊躇してしまう、ちょっと抵抗があるというようなことは出てくるんじゃないか。これは想像ですからはっきり言えませんが、そういうこともやっぱり考えておかなきゃいかんんじゃないかなというふうに思います。

もし、きちんと教育ができて理解ができるような環境があった上でですね、次のステップとして出勤をお願いする時には、今度はやっぱり、ここにも書いて説明いただきましたけど、事前にどのぐらいの時間がかかって、どのぐらいの被ばく線量が予想されるのかも推定した上で、これだったら行っていただけますねということをやったり、その住民安全対策の中で検討、これはもう他の班との協力が必要だとは思いますが、そういうものをきちとした上でね、だからやっていただけますかというお願いをしていく。つまり災害対策本部の活動の部分って結構やっぱり大変なものが多いかなと感じますので、それも併せてやっていただいて、それを理解をして頂くための平常時からの取り組みもやっていただくことも大事かなと聞かせていただいて感じたところです。以上です。

○小村室長 先生方ご意見いただきましてありがとうございます。

ご質問頂いたところも含めまして答えるところをピックアップして、答えていきたいと思います。

まず関谷先生からいただきました。感染症対策考えた上での台数というところでございますけれども、今の確保台数というのが、中国5県のバス協会の方を含めると約6,000台という数字になって参ります。これに対しまして、先ほど申しましたUPZ全域が仮に該当した場合ということで約1,000台ということで考えてございまして必要台数をですね、間隔を空けますと、これは2分の1ぐらいしか乗れないのかなと。2倍必要というふうな計算をしますと約2,000台ということになりますので、台数として足りているというふうに考えてございます。

それからOIL1になったときの要請等をどうなのかというところでご意見いただきました。実際、区域の設定等ですね、もともと災害区域の設定の時にも、非常に高くなる可能性があるというところでPAZで設定しているということだと思います。それで、もしかして超えるかもしれないというところでOIL1が設けられているという考え方だと思いますけれども、おそらくその範囲としては限定的になるだろうということ考えてございまして、そういったところについては、まず先ほど1mSvを予測してということですので実動組織というところを念頭においてございます。

一方で、その広い範囲で必要になったところにつきましては台数必要ということでございますので、そういったところでしっかりバスのところですね、協力をいただければという考え方でございます。

それから、実動組織への切り換え等どう判断するかというそこは頭の体操といえますか、考えとかないといけないんじゃないかと、これは野口先生、それから片桐先生からも同様のお話があったかと思えます。

まず、しっかり状況把握をするということ、原子力発電所の状況、それから車両等の確保の状況、対象者の状況というところを把握して判断をしていくと。ちょうど出て参りますけれども、国の方と情報共有する場というのもございますので、そこをしっかりと判断していく必要があるかなというふうに思っております。

それから、これも野口先生、片桐先生から共通した趣旨でお話があったかと思えます。協力をしていただく運転手等の方にですね、継続して協力頂けるための取り組みが非常に重要だと。教育それから訓練、理解を得るための活動というところで、これ先ほど申しました毎年度やってございますけれども、その内容ですとか、そういったところも工夫しながらですね、継続的に取り組みを続けていきたいというふうに考えてございます。

それからの被ばく線量の管理の関係で帳簿ですかという話がございまして、非常に原始的なやり方ではあると思うんですけども、今あるものでできるというところではありますと、まず帳簿で管理というところを考えてございます。

実は線量計の方は、これは継続してその方に使っていただくような形を考えてございまして、帳簿は帳簿で管理しますけれども、線量計のほうでも見て頂けるとこういう形で考えてございます。

一応この説明は以上になります。

○福島企画員　そうしますと皆様からご意見いただきましたが、追加でご意見ご質問等ございましたらお願いできますでしょうか。

関谷先生お願いいたします。

○関谷顧問　よろしいですか。

ちょっと私、この一番最後の1 m (S v)のところは、今説明いただいたものは、考え方違うんじゃないかなと思うんですけども、これ一般公衆の被ばく限度が1 m (S v)いうところを前提にして、これ空間線量で500 (μ S v/h)にいったら、その

時点から避難を始めば多分1 (mSv) は超えないんですよ。けど、外から救助に行く人に関していえば、500 (μ Sv/h) のところに行って、1時間では、全員バスに入れるってことはできないから、1m (Sv) 以内に収まるっていうのを担保できないと思うんですよ。なので、中の人がOIL1で避難をさせる段階でのこの500 (μ Sv/h) っていうのはあり得ると思うんですけども、外から救助に行く人っていうのは1 (mSv) を守ってもらいますっていうのを前提にするのか、超える場合もありますっていうふうにするのかっていうのは、現実的に考えないといけないんじゃないかなと思うところなんです。で、福島第一原子力発電所事故のときは500 (μ Sv/h) ぐらいそんな高い線量のところで、避難のバスを手配するとかそういうのはいないんですよ。この高い線量ないので、けど500 (μ Sv/h) まで避難をしないっていうふうな設定をしたから、あえてこの問題が私出てきてしまったんだと思ってるんで、ちょっとここは合意をとってというところではなくて、こういう可能性あるんだって理解してもらおうか、もしくはもうこの段階にOIL1の場合には、実動部隊にお願いするっていう、最初から決めとくかっていうふうな、どちらかなんじゃないかなと私は思っています。

○小村室長 関谷先生のご意見ありがとうございます。

先生のおっしゃるように基本は実動部隊というふうに考えてございます。いただいたところも踏まえまして、しっかり整理をしていきたいというふうに思います。

○福島企画員 他、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、議題の(1)につきましては、これで終了させていただきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

そうしますと続いて、議題の(2)複合災害時の対応についての説明に入ります。こちらとしては、項目<6>と<7>、続けて県の考え取り組みについてご説明させていただきます。

説明の後、先ほどと同じように、また皆様ご指名させていただきますので、ご意見、ご助言いただきたいと思います。

○小村室長 2つ項目挙げてございます。

地震による避難ルートの損傷等に対してどのような対策をとっているのかということで、少し地震というところは、一番住民の方関心が高い、よく聞かれるということで、地震によるということですが、避難ルートの損傷等考えられるだけ

ども、その対策がどうかというハード対策の部分で後段については被災した場合のソフト対策の部分について、県の考え取り組みについてご説明をさせていただきます。

まず、避難ルートの設定でございますけれども、これをする際には道路規格が高い、それから被害を受けにくい幹線道路を中心に避難ルートを設定してございます。ちょっと言い換えますと、自動車道ですとか国道或いは主要地方道といった幹線の道路、これらを中心に避難ルートの設定というものをしてございます。

そうした上で、地震により避難ルートが使用できない場合に備えて、避難方面別、島根県の場合は、県外、広島県それから岡山県の方にも避難するという事で、いろんな方面に向かう形になるんですけれども、その方面別にあらかじめ複数の避難ルートというのを設定をしてございます。

数を数えますと、避難地区ごとに2から6通りぐらいはそれぞれ避難ルートを設定しているという状態になってございます。

その下、ちょっと身近なところの具体例ということで書いてございまして、松江市中心部、大橋川という川が松江に分けておりますので、ここにつきましては橋梁3つ、4つ架かっているんですけれども、耐震工事が完了してない橋梁、こういうものもありますのでここが被災をする可能性があるということで、なるべくその橋梁を通らないルートを設定するというのをしてございます。橋梁を通る地区というのは、この地区を限定をしまして、3地区に限定をしているということでございます。

それから、できるだけそうは言っても、地震等があっても、保った方が良く、耐災害性が強い方が良くといったところでハード対策ということも進めてございます。県の方でまず優先的に進めておりますのが、緊急輸送道路、これに該当するところの橋梁の耐震化、それから落石等の通行危険箇所のハード整備というところを進めてございます。ここに書いてございますプラン、計画でございましてけれども、この中では令和11年度を目標にしまして、緊急輸送道路の橋梁については、耐震化率を100%。それから落石危険箇所の整備率もまた100%とすることを目標としてございます。参考で、令和元年度のところでですね、橋梁の耐震化につきましては67%まで完了しているという状況でございます。

それから、その下段ですね。実際に地震と、或いは何らかの災害によって発生した時の道路の把握ということでございます。これにつきましては各管理道路のパトロールを実施しまして、被害状況の把握をして参ります。必要に応じまして、道路管理者が応

急復旧、それから道路啓開等実施すると。こういう基本的な考え方になってございます。

その下でございます。原子力災害での複合災害が発生した場合、この場合の対応でございますけれども、一つは先ほど複数のルートを設定をしていると。方面別に複数ルートがあるよということを申しました。道路の被害状況は把握をしたうえで、一方は大丈夫（ダメ）だけど、他のルートが使えるという場合には、あらかじめ設けてある別ルートによって避難するというところでございます。

仮にそれら全ての道路が被災等して通行はできないということになりますと、被災した道路の応急復旧や道路啓開を行うと。併せまして、別ルート、迂回路、避難ルート設定をするということになってございます。この設定をした場合ですね、これを周知をしていくということが必要になって参りますので、代替ルートにつきましては、これは緊急速報メール、それから県のホームページ等々、様々な手段を使って周知を行っていくと。

それからご紹介したかと思いますが、島根県避難ルートマップというものを4月から運用してございますので、こちらの方で通行不能箇所の表示、それから新たに設定したルートの周知も行っていくということにしてございます。

その後などということもございますけれども、自然災害等により避難経路を使用した避難、こういう通常のものでできない状態でありましたら、必要によって支援組織、実動組織による各種支援を実施されると。具体的には海路、或いは空路というところで海保ですとか自衛隊のご協力をいただくということですし、通行不能となった道路への他の車両の流入防止、ですとか、人命救助のための通行不能道路の啓開といったところでもご活躍、ご支援をいただくという考え方でございます。

ここまでご説明ですけれども、ちょっと今回、7月6日からの大雨被害というところがございまして、その時の状況も少し関連してご説明させていただこうと思います。

まずですね、実際の道路でございますけれども、こちらにつきましては、やはり幹線道路にあたる場所につきましては、数は少なかったですけれども、避難ルートに当たるところで、数か所ですね、やはり通行不能になって、全面通行止めになったというところがございました。これらについてはですね、ただ、復旧はやはり一般のところより早くですね、概ね2日以内に復旧をしている、或いは別ルートがあるという状態でございました。主要地方道とか、具体的に昨日の段階でございますけれども自動車道

で1路線1か所、それから国道の方が2日以内で開口しましたので1路線1か所というものが2日以上全面通行止めになっているところがあったと。それから主要地方道と呼ばれるところで、2路線2か所、これが避難ルート上で全面通行止めのところがあったという状況でございました。ただこれらについては、もともとの計画の中で複数ルートが設定しているところがほとんどでございまして、2路線が2か所、これについては計画上ももとのものがなかったという状況になってございます。ただ、これらについては、実際に自然災害の方で道路パトロールをした際に迂回路の設定等、これはもうやっております。それで、1つは近くを回る迂回路というのが1路線の設定をしてあったというところと、もう1つにつきましては近くを回ってという形ではないのですが、大回りをするような形で迂回ができるという状態にはなっております。通行の不便ということは生じておりますけれども、通行は全くできないというところはなかったという状況でございます。

それから、一番、下の方になって参りますけれども、自然災害等により避難経路等使用した避難ができない場合というところで、先ほど主要な道路を避難ルートに設定しているところについては、幹線道路等で設定をしているのですが、当然そこに出るまでの接続の部分でありますとか、その地区の方から大きな道路に出るまでといったところで被災をして出られないところ、いわゆる孤立集落みたいなところっていうのが出てきているところが何か所かやっぱりございます。

そういった場合にですね、やはり実動組織の支援というところで必要に応じてということにはなってくるんですけども、緊急性とか見ながら、ヘリの救助ですとか、或いは実際には動かなかったんですけども、海上保安庁の方で救助ができるような対策を整えたりといった形をとっております。

こういったところがやはり今回災害等を見ておまして、やはり自然災害と共通する部分、対応している部分というところを見ておったということで、参考にお伝えさせていただきます。

続きまして< 7 >の項目になります。これは一般的に原子力災害と、それから複合災害が発生した場合の避難対策がどうなってるのか、或いは住民の方の目から言いますと避難行動をどうとったら良いのかというところの考え方を書いてございます。

原則でございまして、原子力災害発生している際に地震、津波、暴風雪等の自然災害が発生した場合、この場合につきましては、人命の直接リスクが極めて高い場

合には、自然災害に係る避難行動を優先させると。人命の安全確保を最優先として対応するというのが原則、基本的な考え方になってございます。

具体的な対応ということでございますけれども、これは各災害ごとに地域防災計画の中に、例えば風水害編ですとか、震災編、原子力災害対策編というような形で、応急対策が定められておりますので、これらを状況に応じて組み合わせて、市或いは国等々連携をしながら対策をとっていくということになって参ります。少し例ということで、その下に挙げてございます。原子力災害に伴う避難或いは屋内退避の指示が出ている際に自然災害が重なった場合、こういった対応するのかということで、2つ例を挙げてございます。

1つ目は地震と原子力災害ということで、屋内退避指示が出ているという状態の中で、地震による家屋の倒壊の恐れがあるといったことが起こった場合でございますけれども、これは屋内退避の継続が困難、その家には危ないという場合には近隣の指定避難所等へ避難をしていただくと。そちらの避難所の方で屋内退避をしていただくという考え方でございます。

それから2つ目、今度は避難等の指示が出る場合でございます。これは原子力災害で避難や一時移転の指示が出ているという状況の中で、これは台風、大雪等によって外に出ることが危ないと、外出することで命に危険が及ぶというような場合であれば、これは無理な避難をしないで屋内退避の方を優先すると、こういった取り組みが考え方になってございます。これも少し今回の大雨の関係とちょっと照らして見てみたいと思いますけれども、今回、避難指示それから緊急安全確保というような指示も一時出たりというところがございます。

そうしますと、土砂災害の危険があるようなところにいらっしゃる方につきましては、当然命のところを優先いたしまして、避難所等に避難をしていただくということが必要だというふうに考えてございます。あるいは逆に外に出ることによって、緊急安全確保等ですね、危険があるということでもありますれば、屋内に留まっていただくという。考え方としてはそういうことかなというふうに思っております、こういったことをですねしっかりと伝えていくということが必要だなというふうに感じたところでございます。

この2項目についてのご説明は以上になります。ご意見の方よろしくお願いいたします。

○福島企画員 そうしますと、項目<6>と<7>、考え、取り組みについて説明させていただきました。では、この2項目につきまして、またご意見を伺って参ります。

次は関谷先生からスライドして、野口先生からご発言お願いいたします。

○野口顧問 ご説明ありがとうございました。

まず<6>の避難ルート損傷の件です。こういう場合は大規模な交通量のルートにおける問題として扱われることが多いんですが、特に地震なんかで結構心配してるのは、自分の住宅地の周辺の道路ですよ。それが使えなくなってしまうと、まずもともと逃げられないという状況が出てくるんですよ。自家用車で逃げようと思ってる人たちが、その自家用車で逃げられないという状況が結構多いのではないかと。特に道路に関しては大きい道路より小さい道路、特に家屋とか接してるところがはるかに通行ができなくなったりしますので、そこら辺をどうするかという問題もあるというふうに思っています。それから大雨なんかですと、道路なんともなくても視界の関係で、とにかく逃げられないっていうこともあるので、道路のハード的な損傷以外にも、物理的に移動できないというソフトというか、環境まで含めた状況設定が必要なんじゃないかと思ってるのが<6>。

<7>の件は、これは以前から思ったんですが、総合防災訓練なんかでも、地震が起きたときに、いわゆる原子力の避難に支障になることとして、大体、道路のここは通れなくなりますみたいな想定なんですけど、普通に考えると、大きな地震を受ければ家倒壊しますよね。そうするとそこに生き埋めの人もありますよね。助け出さなきゃいけないよね。火災も起きますよね。火消さなきゃいけないよねっていう問題があって、そういう状況と、例えば避難しなきゃいけない状況をどう判断して、いつまで埋もれた人の救助に使うのか。いつの段階でそれを諦めて逃げるほうを優先するのかということの判断が、あとはそのいろんな行政の職員を原子力防災の避難に当てるのと自然災害の避難対応に割り振るのっていうものを割り振り方とか、実は複合災害の問題点でそこがすごく大きいと思ってるんです。それがほぼ道路の問題として、なんとなく議論が進んでるといのはちょっと心配な点ですね。さらに自然防災と原子力防災が、重なったときに、まだ原子力防災の基本的な原則を守ることを優先しようとしてるのは本当ですかって言う気がしてて、例えば地震以外は、台風とか雨みたいなことは大体1日前、2日前くらい前から来そうだということはわかっている訳ですよ。そういうものが来そうだっていうことがわかってて、その時に避難が必要になるかも

しれないという状況だったら早めに逃がせばいいじゃないですか。そういう状況でも本当に15条になるまで逃がさないっていうのは本当に原子力防災と自然防災を重ね合わせた時の答えはそれですかね。逃げられなくなったら屋内退避しますっていうのは本当にそれ唯一解ですかね。それはやはり原子力発電所の状況と、いわゆる台風とか大雨の状況をかんがみて、どっちを優先するか議論するでしょう。やっぱり何が一番県民の方にとっての安全性が高まるかっていうことを議論するという仕組みを作るのが、この複合災害と原子力防災と一緒に考えるということの、おそらく今一番できてないところだと思いますけど。私からは以上です。

○福島企画員 野口先生ありがとうございました。

そうしますと、続きまして片桐先生、お願いできますでしょうか。

○片桐顧問 今、野口先生におっしゃって頂いたことの繰り返しになってしまいますが、ご説明自体は基本的に複合災害時の避難がどうできるか、そのために、あらかじめ考えているルートが、通行できなかつたらどうすんのっていうのお話だったんですが、複合災害、名前の通りいろんなことが同時並行に起こっていて、それに対して同時に対処していかなくちゃいけないような環境、それは相当やっぱり頭では描けているつもりでも全然実態としてはギャップが大きくてですね、後手後手になる可能性ってのは、高いと思うんですね。こういうふうにルートを確保してます、それはあらかじめ考えていますということでもよろしいかと思うんですが、これがやっぱりきちっと一元的に整理されていくためには、今現場現状はどうなってるのかというようなこと、やっぱり福島の事故の時の対応思い出すと、私も12日に現場にいて感じたところは、道路も損壊して家屋も倒壊してるそういう状況を目の当たりにすると、消防、警察で初期対応として、かなりのハードな対応で個々の家屋の状態や被災者を確認することや、やっぱりそれが情報としてきちんとうまく整理できて集約できて、その次の判断に生かせるかどうかっていうことは、なかなか難しいのが現実かなと、当時のことを思い出すと感じます。

でも、実際にそういう状況が生まれたら、それを解消していくような取り組みを実動組織にお願いするということで、それはそれで、考え方自体は間違っていないかと思うんですが、結局のこれも複合災害時の緊急時対応全体としてどう考えるか、危機管理対応としてどう考えるかっていうことを、やっぱり情報は断定的にしか入ってこないし、状況も考えてるより非常に複雑な状況に置かれる可能性があることをやっ

ぱり前提として、全体の整理がされてないといけないのかなと思いますので、そういう意味では意思決定をする、その時にどっかで判断をするときにはバランスをとらなければいけないことが出てくるかと思うんですね。住民の安全をないがしろにしろっていうわけではなくて、今置かれている状況で最善の策として住民の安全をどうやったら確保できるかということ、判断する者が必要なわけで、本当にきちんとした情報が集まってくるような大きな仕組みっていうものがやっぱり作っていかないといけないでしょうし、特に大規模な自然災害で原子力災害が被さっている状況では、国も県も市町村もその他の実動組織も違う対応は考えてはいけないんで、一番実効的な対応、体制をうまく組んでいくということがやっぱり一番大事かなと思います。今ちょっと最後に申し上げましたその組織のあり方がどうかっていうことについては、7番に関係すると思うんですが、前、第1回か第2回にお話させていただいた通りですね、住民の安全確保のための活動自体が今の形だとすると、国がやることと県がやることの重複が見られるような状況もありますんで、先ほど、どうやったらその実効的な環境がつかれるのかということが複合災害時には非常に求められるというふうに申し上げましたけど、そういう部分には体制のあり方、自ら被災していて、要員としても十分に確保できない状況っていうことも含めて、考える訳ですから、それを整理をしていくことが、どちらかっていうと、今の順番からするとですね、ルートの確保とかそういうものやっっていくと同時に、その実効的な組織のあり方というのを検討して確認をしてくってということがやっぱり優先順位が高いんじゃないかなと私は感じておりました。複合災害自体この2つの項目だけですべて片付けるわけではないと思いますんで、いろんな状況も悪い状況を頭に入れながら、関係者が議論していくってことはやっぱり必要かなというふうに考えております。以上です。

○福島企画員 片桐先生、ありがとうございました。

そうしますと関谷先生お願いできますでしょうか。

○関谷顧問 2点あります。

1点目は、<6>の地震による避難ルートの損傷に関してですけれども、ここではどちらかっていうと橋梁のことが強調されてるように思いますけれども、島根県、特に松江市近辺の状況考えれば、一番考えなきゃいけないのは、たぶん液状化なんだろうなと思います。液状化によって、道路が損傷というか、へこみ等を、またむしろマンホールが出てくることによって道路が使えなくなるっていうふうな状況っていうのは、

当然考えておかなきゃいけないと思いますので、けどそれってそんな簡単に対策があるわけで、今現状では日本ではその対策あるわけではないので、代替ルートをどれぐらい確保しておくか、もしくは、いざというときに、道路の確認を行って、どういうふうに避難をさせるかっていうのをその場で判断していくってことに以外にはないんだらうなというふうには思っています。なので、ちょっとこのところは、事前にどれだけ対策をとればできるっていうところではないと思うので、できる限りのことをするっていうことしかないのかなっていうことです。

<7>ですが、原子力災害との複合災害が発生した場合の避難対策はどういうふうに考えるべきかのところですがけれども、ちょっと気になったのが、地震と原子力災害で、屋内退避が難しい場合は、指定避難所に避難し、そこで屋内退避を行うってあるんですけども、現実的に家にいれないぐらいの状況において、避難所に行って避難をするのか、その段階で原子力による屋内退避をしないとイケないという状況だったら、多分普通に考えれば、近くの指定避難所に行くんじゃなくて、多分広域に自主的に避難するんだらうと思います。なので、現実的な実効性の面ではどれぐらい効果があるのかというのは、結構疑問に思うところです。生命身体の安全を確保するというのが第一条件ですので、基本的には地震対策ってというのが前提になると、原子力と自然災害の複合の場合は自然災害の対策を行うことになるんだと思いますけれども、OIL1、OIL2行くまでの段階では自然災害のことを行うことになるんでしょうけれども、だからといって、それ以下の状況では指定避難所で屋内退避をすればすむんだ、そこに行けば住民は安心するかっていうと多分そうではないんじゃないかなというふうには思っています。

この点に関しては、原則論は定めておくべきだとは思いますがけれども、実効性がどれぐらいあるのかということも同時に考えていただきたいというふうに思います。以上です。

○小村室長 ご意見ありがとうございます。幾つかお答えをしていきたいと思っています。

まずはですね、今回の項目の設定の方がですね、その避難と道路のことですか、それから考え方というところの項目の中で、避難対策の会議だからということではないんですけどちょっとそちらの方に、なっておりますので、少し組織の体制的な判断のところのことっていうのはちょっと項目が中に含まれていなかったかと思っています。

片桐先生、野口先生の方からいただきました、その基本的なパターンだけではなくっ

て、応用といたしますか、状況によって違う、その避難の考え方判断ていうもあるじゃないかというところだったかと思えます。

やはりですね原子力災害と自然災害をこう別個にことではなくって、一緒にどうやっていくかということは必要だというふうに思っております。

例えばその2つのことを申し上げますけれども、一つ国は複合災害を想定した訓練というのをやっておりますけれども、その時の国の本部の方も、原子力の災害対策本部と規模を大きくして非常災害対策本部ということで、そこで一緒に会議をするような形でやっているとこういう形をやっているかなというふうに思えます。

それから県の方の災害対策本部ですけれども、これは実は別の災害対策本部が立つという形ではなくてですね、一つの災害対策本部の中で、原子力のことをやる部隊とそれから自然災害のことをやる部隊が、一つの頭の下で一緒にやっていくというような形になってございます。

そういった意味でも、判断は別々にといたしますよりは住民の方を守るというところでどういう行動をするかということはやっていくんだらうなというふうに思えます。その上でいろんなですね、こういう状況だったらどうするんだというところっていうのは、いただいたところも踏まえて、しっかり考えていく必要があるというふうに感じました。

それから液状化等々もあるんじゃないかというところで、関谷先生の方もいただきました。やはり対策としては2面あるかと思っております、避難ルートと避難道路と経路ということでいたしますかハードの対策とそれからソフトの対策っていうのが、あるだらうと思っております。いろんなパターンで使えるっていうのはそのソフトの対策というところで、まず状況を確認するですとか、経路を別に設定をする周知をしていくと、これは必ずやっていくところでございます。

その体制をしっかり取っていくということでありますし、ハードの対策ってのはやっぱり使えるところっていうのがしておけば、選択肢が増えるというところでございますので、橋梁であったりとか、或いは耐震それから液状化等々ですね、そういったところについては、優先度をつけながらしっかり対応していくということだというふうに考えてございます。漏らしがあったら申し訳ございません。一応、いただいたものに対する考え方については以上でございます。

○福島企画員　そうしますと皆様からご意見いただきましたけれども、ただ複合災害

ということで考えれば、すごく広がってくる内容になってくるとは思います、先ほども六、七、なるべく県として基本的な考え方ですとか、こういった取り組みをとりますという例としてはこれで対応しているというかですね。このほかにもいろいろ災害に対して、現行制度等々もございますので、どうにかきれていない部分もあると、こちらで思っておりますが、その部分でまた何かご意見等をあれば、今日体制としたいと思います。いかがでしょうか。

野口先生お願いいたします。

○野口顧問 もう、お考えだろうと思ってるんですけど、やっぱり地震等の時に、ガス漏れがしていると、車通れなくなりますよね。

例えば危険物施設が事故起こして、火災を起こしたり、爆発起こしたりするとその近く通れなくなりますよね。停電になると信号機全部とまりますよね。急いで一般車が走ってて事故起こすとレッカーが必要になりますよね。ガス欠は起こると、燃料補給必要になるけど、最近、ガソリン車でない車が出てくるとどうするかとかいろんな問題ありますよね。

要は、こういうものって、今立てられてるような、基礎となる計画にどれだけいろんな対応性とか問題点を積み上げていって、それをいつまでにどの部分を解決していくかっていうスケジューリングって必須だと思うんですよね。そういう意味でも、行政として難しくて、あんまりあれやってない、これやってないということをお知らせすると、不安がられるとも思うし、やっぱりいろんな実態知ってる人は全部できてますよって、県が言えば言うほど心配になると思うし、そこはやっぱり県民との信頼性のもとに、やっぱり必要なものから着実に対応進めているってことをやっていただければいいと思う。特に避難に関しては島根県が一番力を入れて、他県との協定を踏まえながらしっかりやってるところなので、せっかくそこまでやられてるところなので、結構身近なところで考え落とししてたというふうにならないように。特に島根県が避難を非常に強みとしてある県民の安全を考えていくとすると、やっぱりそういう細かなところも含めて、実効性を担保していただくようお願いしております。私からは以上です。

○小村室長 野口先生、貴重なご意見をありがとうございます。

基本的なところを押さえた上でいろんなそういう、応用といいますか、こういったところも考えていくってことは当然必要だと思っております。

考えておけば対応というのがよりスムーズに円滑にできるというところで充実化いうところだと思いますので、どういったところからやっていくかというところも含めてまたご相談させていただきながら進めたい思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○福島企画員 その他、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしますと議題の（２）につきましては、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

続いて、議題（３）その他についての説明に入ります。こちらにつきましては、項目八、九続けて、県の番外取り組みについて、ご説明いただきます。また同じように説明の後顧問の先生、進めていただきますので、ご意見をちょうだいしたいと思います。

なお、この安定ヨウ素剤の項目につきましては、他部局文書だって、搾油がですね、対応を行っております。本日こちらの方の担当につきましてはちょっとスケジュールの都合で、この場にちょっとこれでないんですけれども、この後、説明の方変わり原子力安全対策課の方から行いまして、またいただいたご意見等につきましては、しっかり共有させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小松主任 原子力防災対策室の小松と申します。

私の方からですね、安定ヨウ素剤につきまして項目八、九ご説明させていただきます。

まず（８）安定ヨウ素剤の配布状況や配布体制はどうなっているのかについてです。島根県ではですね、早期の避難が必要なPAZの住民につきましては安定ヨウ素剤の事前配布を行っております。

令和２年１２月末現在の配布状況ですが、PAZ対象人数が９０５０人、それに対して配布人数が５９１２人。配布率が６５．３％となっております。

そして先生方ご案内かと思いますが、指針等ではですね現在、安定ヨウ素剤の配布対象は原則４０歳未満となっておりますので、右側の方括弧で４０歳未満の数字も挙げております。PAZで４０歳未満の対象の方が２７２６人。配布人数が１６５６人。そうしますと、配布率が６０．７％ということになっております。

またこのPAZ外の居住者の方でポツを２つ挙げておりますが、ここの一つ目がUPZをですね、松江市、出雲市、安来市、雲南市の住民の方のうち、緊急時に速やかに安定ヨウ素剤を受け取れない理由のある方、或いはここの２つ目です。

発の事業所に勤務する方、お住まいではありませんが仕事で通勤をされている方。こういった方に対しましては、差しましても安定ヨウ素剤事前配布を行ってござりまして、こちらの配布状況ですが、同じく令和2年12月末現在で、1955人の方に配布済みとなっております。

全事前配付だけではなくてですね、実際に発災した際には、緊急配布を行うこととしてござりまして、島根県松江市、出雲市、安来市及び雲南市では、市役所オフサイトセンター学校などに対象人口の3回分の数量を備蓄してござります。

実際に発災した場合、緊急時には関係市が1柱穴書で配布をすることとしてござります。また、緊急配布のタイミングですけれども、県の計画ではですね、P A Zにおいては、施設敷地緊急事態となった時点で配布を開始するとしてござります。

またU P Zにおきましては、施設敷地緊急事態となった時点から準備を進めます準備を進めて体制が整い次第、配布を開始するということとしてござります。

また病院や福祉施設におきましては、施設に入所されてる方のヨウ素剤を備蓄しているんですけども、そういったそれぞれの施設が避難計画を作成してござりますので、この避難計画において、安定ヨウ素剤の配布の時期を明らかにしておくことを求めています。

なおとしてござりますが、子供に対しての安定ヨウ素剤です。大人に比べますと種類ですとか数が違いますが、そこに記載の通り子供向けの安定ヨウ素剤としてこちらも事前配布。府ですとか、緊急配布のための備蓄を行ってござります。

括弧発については以上です。

続きまして(9)。安定ヨウ素剤の服用指示はいつどのように伝達するのかです。これも先生方ご存知のことと思ひますが、安定ヨウ素剤服用の時期によってその効果が大きく左右されるため、適切なタイミングで服用することが必要であります。原子力規制庁が示してござります安定ヨウ素剤の配布服用にあたってという文章によれば、放射性ヨウ素吸入摂取する、24時間前、パリコム24時間前からですね、取り込んだ後、2時間後までに安定ヨウ素剤を服用すると、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を90%以上抑制することができるとされてござります。さらに、放射性ヨウ素を取り込んだ8時間以内であれば、数字は下がりますが、約40%の抑制効果が期待できるとされてござります。しかしですね、さらに時間が進んで放射線様相取り込んで16時間以降を立ててしまうと、その効果はほとんどないと報告をされてござります。

このためですね、まず（１）ですけれども、P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で直ちに国、県または市から避難と安定ヨウ素剤の服用について指示が出されますので、この指示に従い、不要をお願いすることになります。

そして（２）番、まず外ですね。

におきましては、全面緊急事態に至った後にですね、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等の判断が行われますが、これに合わせて、安定ヨウ素剤の配布服用についてもですね、原子力規制委員会の方で必要性は判断されまして、必要であると判断されれば、国ですとか県または市から出される指示に従い、不要をすることとなります。

こういった不要の指示ですけれども、当然様々な手段を用いて周知をしていくこととなります。

そちらの文章に例示を挙げておりますが、例えば緊急速報メールエリアメールのほかに、当然テレビやラジオにもお願いをしますし、今ですと、ツイッターなどのSNSですね、また先週のファイルからご案内をしておりますが、島根県では本年度から島根県避難ルートマップWebサイトですけれども、こちらを運用解消しております。

こちらは長崎や避難経路を見れるだけではなくてですね、お知らせ機能といたしまして、自治体から出る指示等ですね文字情報ですけれども、そちらで表示をして、避難ルートを確認しながら、指示等も確認できることとしておりますので、こういった様々な手段を用いまして、国から指示が出た場合には、市や県協力をして周知を図ることとしております。私の方から八、九、以上です。

○福島企画員 そうしますと、項目八、九について、先ほどもお開きがありましたように灰吹地区の状況ですとか、福吉委員の通信連絡というかですね変更の手段等々について説明をさせていただきました。それでは、２項目についてご意見を伺って参ります。

そうしますと、最初に戻りまして、片桐先生ご発言をお願いいたします。

○片桐顧問 ご説明ありがとうございました。

８，９一つのこととして、意見を述べさせてもらいたいんですが、どちらかということ9番目に書かれてる、安定ヨウ素剤の服用タイミングがすごく大事だよということ。厳しい条件で服用することによって初めてその効果が期待できるっていうことで、これは規制委員会が公表しているレポートにあるわけですけれども、そうすると、ちょ

つとここの文章にけちつけるわけじゃないんですが、(1) PAZ においては。全面緊急事態に至った時点で、直ちに国、県又は市から避難と安定ヨウ素剤の服用についての指示が出されることから、この指示に従い服用する。ということなんですが、この直ちにに關しても、基本的には規制委員会が今の施設からの放出の状況等を踏まえると、全面緊急事態に至った時点で直ちにではなくて、そのプラントの状況も踏まえながら、この指示、服用する必要性があるよ、というのを出してくるというふうにこっちは理解をしています。一方で、全面緊急事態に至ったら、すぐ服用するというようなことを、おっしゃったりする自治体もあるので、実際のことを考えると、この効果として期待されることとのバランスをちゃんと考え合わせて、一義的には国が判断することになっているので、あとは判断をされたらその情報が住民に対してどうタイムリーに伝わるることができるのか。その仕組みをきちっと県、市町村については作っていかなくちゃいけないという、そこは役割分担があらうかと思います。安定ヨウ素剤については事前の配布と、事にのぞんできちんと配布できるような対応環境作ってますということです、それはそれで結構だと思いますし、最近でしたら確か5年でしたか、5年で更新だと思いますけど、そういうことについてもきちんと抜けなくやられていくと思いますんで、それはそれでやった上で、先ほど申しあげましたような、服用のタイミングというものを頭に描いたときに、国が規制委員会が判断して、災害対策本部が服用の必要性があると言ったときに、それが県から市町村に伝わって、住民に伝わるんだということをきちんと成立し得るようにですね、●●の明確化ということを考えていただきたいなと思います。

エリアメールであるとか、SNS を使うとか、新しいシステムを作られて、それがうまく機能するような仕組みになっているということです、それを確実のものにしていただければよろしいんじゃないかなと思いました。以上です。

○福島企画員 片桐先生ありがとうございました。

そうしますと関谷先生お願いいたします。

○関谷顧問 安定ヨウ素剤について、これは政府の方針に準拠するならば、包括的判断基準を設定すれば50 mSv において服用なので事実上、500 μ (Sv)、20 μ (Sv) で避難等をする原子力災害の状況においては、基本的にはよほどのことがない限りは服用がないということになってるので、それを指示っていうのは、総合的に判断するっていうことなんだろうというふうには思います。ただ、この状況においては、やっぱ

り避難をする県民というか、ヨウ素剤を飲むか飲まないかというふうなことを考えなければならぬ、県民にとっては非常に不安な状況のまま、ずっとどういうふうにすればいいのかっていうような、安定ヨウ素剤についてはどうすればいいのか、配布は受けられないのかっていうことを、すごく不安なまま過ごすっていうのが、福島第一原子力発電所事故の後を見れば容易に想像できるわけです。なので、その県民の理解というか不安っていうところが大きなポイントなのかなというふうに私は思っています。

2つ目のオフサイトセンターと災害対策本部の機能分担というところなんですけれども、基本的には合同対策協議会の方で情報共有されてると基本的には島根県の災害対策本部で●●されるということになるというふうに思いますので、この件については、私は特に意見まではございません。以上です。

○福島企画員 ありがとうございます。

そうしますと、野口先生、お願いできますでしょうか。

○野口顧問 安定ヨウ素剤について話聞きながら、どうすればいいのか僕として今のところいい解がないまま話し始めてるんですけど、制度の問題というより、正しく県民の方に服用してもらおう、もしくは必要ない時に服用しないということを徹底するのってかなり難しいだろうなと思ってて、それ今のコロナワクチンでも、これだけテレビでいろんな話をして、しかも事前に送ってくれるパンフレットにはいろんなことを書いてあるのに、ワクチン打つ前に同じようなことを何回も聞いてらっしゃる患者さんって結構いらっしゃるんですよね。

そういうものだろうと思っていて、そのときに、そういう不安の払拭とか正しい運用というものを、どういう手段で県民の方に伝えて、もしくは、県民の方の不安や質問を解消できる対策をとるかというのは、やっぱり研究課題ですね。

僕は全部県自らが対応しようとするのは難しいんじゃないかと思ってて、やっぱりその地域、地域にそういうことを指導してくれる人を作ってて、不安になったらその人に聞くっていうような状況を作らないと、一人一人の県民と県というものが一対一で対応して何かをしようとするのはなかなか難しいのではないかと。

それからやっぱり島根県の状況見て、かなり高齢化が進んでいらっしゃるので、そのSNSとかメールっていうものが、やっぱり都市部と比べると、なかなか使いづらい状況にあるのかもしれないですね。

これはもう今回のコロナワクチンでも高齢者の人がWEBで予約しろっていうのが、え？、という人がたくさんいたようなもので、先ほど避難ルートマップを使ったお知らせ機能なんかでも、原子力災害の時だけ使ってくださいとかほぼ役に立たないですよ。普段からいろいろ県のお知らせを、その県民の方が受けるシステムの中で、原子力防災等もうまく使うように、つまり普段使っていないものは緊急的に使えないので、特に高齢者になればなるほど、緊急時だけのシステムをうまく運用しろというのはすごくハードルが高いと思います。

そういうことも、やっぱり多少検討課題として残るんじゃないかなというのが、私のこれに関する意見です。あと、オフサイトセンターとの関係はこの次にいいんですよ。安定ヨウ素剤に関しては以上です。

○小村室長 幾つかお答えをしていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。まず、服用のタイミングで関谷先生の方からいただきました、9番のところの(1)のところですけども、直ちに国県または市から設置。片桐先生からですね、失礼いたしました、これ指針に書いている書きぶりをそのまま書いてあって、ちょっとわかりにくい表現かなというふうに思います。これ全面緊急事態に至った段階ですぐ飲むということではございませんで、このタイミングで指示をすると、指示をするのが直ちにということを書いてあるということでございます。ですので服用する場合は指示に従って服用していただくと、こういう整理になってございます。

それから順番前後しますけれども、住民の方に伝える手段というところで、普段使っていないものはなかなか使えないんじゃないかというところをいただきました。手段としてですねあるいろんな手段で伝えていく必要があるかというふうに思っております。県のほうで用意している避難ルートマップというのも新しい手段でございますし、それから前回の時にもありましたけれども、放送というところを要請をしてやるっていうのが必要じゃないかと、災害の際にはですね、これ非常に強力な手段かと思えます。今回の大雨の災害の時にも画面の方に表示がしてありまして、こういうところは参考にされてるだろうと。

それからもう一つ、プッシュ型ということでございますと、緊急速報メールエリアメールというのは、これは私も家にいたり、家族のものも来てるなというところで、キャッチをしていたというところがあるので、伝える手段としてそういった手段を、いろんな複数の手段あらゆる手段で伝えていくということが必要なんだろうというふうに

思っています。

それから服用に関しての不安であったりとか様々含めて不安への対応というところですね。当然、発災時の住民の方への問い合わせ窓口っていうのはこういったものは設けているということでございますし、それから医学的などころですとか、こういったものにつきましては、国の方にはですね専門の窓口のこれは用意してくださいと、これは平常時からいろんな問い合わせあると思いますのでこういったことを要望等もしながらやっておるといところが不安の対応ということの一つというふうにご紹介できるところかなというふうに思います。

○福島企画員 関谷先生お願いいたします。

○関谷顧問 私は不安っていうのは一般的な放射性への不安のことではなくて、安定ヨウ素剤の件です。要は安定ヨウ素剤って、福島第一原子力発電所事故もそうなんですけれども、みんなの飲みたがるんですよ。なので、高齢の方も、皆殺到しますし、要はどういう人が飲んでどういう時期に飲むのが適切なのかっていうことが十分にわからないから、適切な服用っていうのができないので、要はその安定ヨウ素剤に関することっていうのはきちっと伝えないと、渡さないとか、服用の指示が出せないという段階で不安が生じるので、そこのところはきちっと酌み取っていただきたいというふうな点です。一般的な不安感なことではなくて、あくまで安定ヨウ素剤に関して意見を言わせて頂いたということです。

○小村室長 すいませんちょっといただいた意見の趣旨を酌み取りきれれておりませんで、大変失礼いたしました。

安定ヨウ素剤の不安というところで申しますと、一つは事前配布の際にはですね、説明をしてございます。この7月、先週からですね事前配布という会を始めてございまして、そういったところでは、説明をして受け取っていただくということをやっております。

それから緊急配布の時にもですね、当然その場所に来て頂いて手渡しという形になりますので、そういったときには注意事項等をしっかり伝えながらやっていくことが必要かというふうに思っています。ご意見いただいたところを参考にしっかり取り組んでいきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○福島企画員 片桐先生お願いいたします。

○片桐顧問 先ほど私が申し上げた点は国の文章を使って、回答いただいたとおり

で、その通りなんです、大事なのは、やっぱりその服用の判断については国が今担うことになっているので、それを判断を受けたときに、県、市、あと最終的には住民に行く途中で、自治会なのかもしれませんが、そういうふうな、流れがきちんできてなくちゃいけませんねっていうことを申し上げたかったので、直ちに服用という表現だけを疑問視していたというわけではございません。そうはいつでも実際に住民に伝えるにはどれくらい時間がかかるのかというのは難しいことであろうかと思ひますし、実際国が判断した、、

○福島企画員 片桐先生、一瞬音声が途切れたので20秒くらい前からお話いただければ助かりますが。

○片桐顧問 最初からいうとこの(1)の表現はあまりどうこうっていうつもりではなくて、最終的に国の判断で、それを県、市町村、あと、その中間に入る組織もあると思うんですけど、そういうことを考えると、住民がきちっと服用してもらえるタイミングがうまく、住民が服用の必要性があるタイミングを考慮してちゃんと服用できるんだっていうことを県が成立しうるのが一番大事ではないでしょうかというふうに申し上げたかったわけで、そのときにどういうステップでどういうツールを使うのがいいんだろうか、限界があることも理解はしておりますので、いろんなツールも使えないことを前提に、住民が最終的にそれを実行できるような環境をどうしたらつくれるのかっていうことはやっぱり県と市とちゃんと情報を受けた時からの時間流れを考えていただくことが大事かなというふうに思ひます。

あと、安定ヨウ素剤という項目で説明をいただけてるんで、実は安定ヨウ素剤というのは服用タイミングもですけど、皆さんご存じの通り万能ではないんですよ。ただ一般の方はどうしても原子力災害＝安定ヨウ素剤でこれで全部自分の安全が確保できるみたいな誤解をしてる部分もやっぱりゼロではないので、そういうふうなことの解消に関しては、やっぱり県も平素から取り組まれてると思うんですけど、やっぱりきちんとお伝えをしていくということがやっぱり併せて大事かなと思ひます。すでにやられてることは思ひますんで。ちょっと余計なことかもしれませんが、申し上げます。以上です。

○小村室長 片桐先生ありがとうございます。

そうですね指示が出てからのスタートまでのタイムラグというところでしっかり必要な時に服用いただけるような、伝達の仕方っていうところは、発災時の対応という

ことでしっかり考えているということかなと思います。

それと事前にですね、安定ヨウ素剤の効果であったりとか、こういったときに必要かなど、こういった周知も必要かなというふうに思いましたので、あのいろんな形で住民の方への広報というのはやってございますけれどもそういった中でも取り組む一つとしてやっていきたいというふうに思います。ご意見ありがとうございます。

○福島企画員 他ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、こちらで準備していたといいますかですね、資料1-1で記載しておりました項目については、すべて終了となりますけれども、最後資料2の方に予算をつけております。

昨年、第2回の小会議においてオフサイトセンターを災害対策本部の機能分担は明確に規制されているのかと。有効について、県の考えをご説明しながら、当然下の方でございます。

このですね島根県の場面で取り組みの内容について、機能分担を中心に再度、またご説明をさせていただきたいと思いますので、改めて、この説明を受けてですね、こちらからの考え、取組の、設けてご意見、再度思いますので、よろしく願いいたします。

○小村室長 繰り返しでという形になってしましまして大変申し訳ございません。

オフサイトセンターと災害対策本部の関係でございますけれども、2月の時に一度ご説明をさせていただいておりますが、繰り返しになりますけれども、少し論点が明確やったほうがいいかなと。最終的にこのいただいた意見をですね、取りまとめ整理をしようとしてるんですけども考えていく中でちょっと論点を整理したほうがいいかなということで、改めて県の考え方取組みということで文書でいただきました。

こちらの方見ていただいて、直接ご意見、あまり変わらないところももしかしたらあるかもしれませんが、改めてご意見をいただければというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

ではオフサイトセンターと栽培活動の機能分担はどうなっているのかということでございます。

金賞災害時の政府センターよくご承知だと思いますけれども、事故の状況に応じて国の方の組織、それから会議体というのが分かれることとなつてございます。

また計画自体の段階でございますけれども、この高川原子力事故現地警戒本部という

ことの組織が置かれます。

そして設置し緊急事態になりますと、原子力事故現地対策本部という本部の名前ファイルまして、と同時に、現地対策連絡会議という会議体が設置をされると。

ということになります。こちらの方で情報共有をやっていくということになって参ります。

そして全体に緊急事態に至った場合でございますが、このときは原子力災害現地対策本部という国の現地の本部というものとあわせまして会議体、原子力災害合同対策協議会という会議体が設置されるということになってございます。

これらの方、組織それから解体におきましては、その下に機能班というものが設けられることになってございまして、事務局の機能はということでございますが、ここに書かれております八つの機能班が置かれまして、それぞれ事務分掌に基づいて対応していくということになって参ります。

一方その一方の前ですねその会付帯として、施設敷地緊急事態それから全面緊急事態んここに書いてございます。

現地事故対策連絡会議、それから認証災害防等対策協議会という会議の事務局が設けられますけれども、この事務局には縣市からの要員の方が出て参りまして参照して活動するというようになっております。一方でございます。

原案におきましては、県や市の中の本部での活動というものが必要になって参ります。原子力発電所の事故の状況に応じまして、これ組織を置くような形にそれぞれなっております。結果自体におきましては県の場合は対策会議という組織があります。施設敷地緊急事態になりますと、先ほど少し申しました災害対策本部が分かれて活動していくと。いうことになってございまして、この島根県のこの後書いてございましたが、書いてございますけれども、県の災害対策本部事務局この中には八つのグループが置かれるということになってございます。

そのやつグループ以外のところでですね、実は医療調整本部というものも災害対策本部の中の組織で設けられまして、こちらの方で充てよう素材ですとか、原子力災害医療の関係を担当するというようになってございます。

ここで少しさせていただきますけれども、このやつがグループということを書いてございまして、これ昨年の3月の時点でこのやつのグループということでしたらそのまま書いてございます。

実は4月のところで少し体制を見直し、私はちょっと強化をさせていただいておりまして、グループの数ですとか、そのあたりの変わってるところがございます。

ただ、原子力の関係のグループというのが後半になって参ります。

原子力総務から後になって参りますが、この部分のグループについては変更がないということになってございます。

それで、それ以降のところですけれども、それぞれの機能がどうなのか、重なってるところがないのかというところで、少し例に挙げるような形で、非公開でございます。

国と県市の役割についてはというところで国と書いてあるところはオフサイトセンターでの活動、それから実施の役割等ということでございますが、それぞれの自治体の中の災害対策の活動、役割について書いてございます。

例えばということで住民の負担に関してでございますけれども、それぞれ後半ございまして、次のように規定されているということでございます。

現地事故対策連絡会議に植栽強盗対策協会の事務局ということでこれはオフサイトセンターの中での活動でございますが、12月前半というものが設けてございまして、こちらの方で、こちらに書いてありますメツツのことで書いてございますけど活動するということになってございます。

一つ目が住民の避難状況及び救助救援活動に関する状況の把握。

統制及び活動調整。

2つ目が、日機装関係省庁が行う金融商品に関する措置の早く調整より必要用い県知事等対象範囲に緊急時の依頼と、3つ目が関係者の方から優先順位管理調整4つ目、研究所森林制限等に伴う交通規制の実施に関する調整。

進め交通規制等の状況の把握及び調整、その最後でございますけれども、自然災害との複合災害におけるですね、災害等による周辺地域とした状況の把握と、いうことになってございます。

で、その時に県の対策方面こちらの方では避難調整グループというところで関係する事務をやってるということで書いてございますが、原子力の方のグループになって参りますけれども、避難先県市町村との経理行政連絡調整に関することをやってると。

それから避難対象市町村との連絡調整に関すること。

避難準備にそういうバスとの調達調整に関すること。

J A た教育困難者の誘導相当養成に関すること。

放射線防護対策施設の運用に関すること。

残情報の提供に関することと、こういったことを実施する事務ということで整理をしてございます。

少し変更後重複があるんじゃないかと効率化できるんじゃないことがあるんじゃないかということで最後の方なんかでございますけれども、オフサイトセンターに設置される組織それから研修の災害対策本部の役割について、例えば住民の避難状況、避難者数がどれだけとか、避難先がどうなってるかという情報ですとか、あと道路の被災状況、これの把握につきましては、自然災害の方でも実施をしていると。

県は市町村からですね、情報提供を受けて取りまとめまして発表すると、これ災害発生した時の基本的な行動になってございます。

そういったものがある中で、原子力災害の防災センターの住民班栞山の方でもですね、情報収集するというような形になっておるんですけども。

ここはその取りまとめた情報を利用するというところで効率的にできるんじゃないかと。いうこれは1例でございます。

こういった形でグループでいきますと業務の中でですね、重複してる部分、効率化できる部分があるんじゃないかというところで、特に複合災害等ですね、人的資源に限られるというようなところを考えたときには履行中ちゅうするため、そういったところの調整等を訓練等を通じて明確にしていく必要があるんじゃないかというふうに県の考え方を変えているところでございます。

こちらの項目につきまして先生方のご意見をいただければと思いますよろしく願いいたします。

○福島企画員　そうしますと、改めてご意見について関谷先生お願いできますでしょうか。

○関谷顧問　先ほど間違っこの部分まで話してしまいました。申し訳ございませんでした。

すいません、ちょっと確認というか、教えていただきたいんですけども、私が理解してる範囲では、オフサイトセンターはJCOの臨界事故の後にもうけられて、それはJCOの臨界事故の後、現地に近いところで災害対策の指揮をすべきであり国、県、市町村は集まって行うべきだというところでできたけれども、実際福島原発事故では機能しなかったの、基本的にはそれぞれの災害対策本部で避難指示とかを実施し、

このオフサイトセンターに置かれる合同対策協議会では主に情報共有というのが趣旨であるというふうに理解してはいますが、それで合ってますでしょうか。

○小村室長 島根県の理解もそういう理解をさせていただきます。

○関谷顧問 私の理解だと情報共有と、あと、原子力災害対策の場合は県が主導して住民を避難させることが必要なので、役割として私は大きく違うのではないかなと思いますので、文言としては似てはいますが、私は違う物なんだろうなという認識でおりました。意見ですので以上です。

○福島企画員 ありがとうございます。

そうしますと続きまして、野口先生お願いできますでしょうか。

○野口顧問 はい。この仕組みに関しては、私はまだ改定の途上だという認識でいます。

関谷先生がおっしゃった通り、最初はオフサイトセンターを中心に対策をとることになって、福島で機能しなかったということで東京で ERC との役割分担とかいろいろ決まったんですけど、今の方策で、機能するということが検証されたわけではないんですよ。

原子力防災って、原子力の専門家の知識と、地域防災の専門家の知識と2つを合わせてやる必要があるんですけど、それをどうやって合わせるかっていうことは、まだこれからの訓練によっていろいろ検討されるというふうに思っています。ただこういった原子力災害というのは、いつ起きるかわからないので、そういう意味では、今の時点では何かどう決まってるかということをしっかり認識して、今決まってることの役割分担で、しっかりそれぞれを固めていくということをやらなきゃいけないけども、特に県の方では、県民の安全を守るという防災のプロの立場で、今の仕組みに対して欠けてるとか、これではできないということに関しては、いかにきちっと議論をして体制に対する改革をするかということが重要だというふうに思っています。

今の役割分担をこうなってるからこれですよってというような状況ではないと僕は思っています。国の方も、実はこの原子力防災の仕組みというのは、画一ではなくて、やっぱりその地元の状況に応じてきちっと動くものを作るべきだという意見を持っているというふうに認識しています。ただそれがなかなか地元と国の間で共有できてなくて、やっぱり自治体の方は、国がどういうふうに言ってるかっていうことに着目をして、振られた役割を一生懸命こなそうとしているように見える。そうではなくて、やっ

ぱり県民のために何が必要かということを考えていって、今の体制で、もし欠けているものがあつたらそれを提案し、自分たちで強力に進めることだったら、その進めていくということをするべきだと思っています。そういうことを今検討してる途中だというのが僕の現実認識論です。ただ、いまの体制でできないということをいっている訳ではないですよ。

ぜひ、常に現実的に改善をしていくべき状況とかにあるというふうに思ってるんです。そういう意味で総合防災訓練なんか見ても、一番やっぱり活発に訓練してるのはプラント班ですもんね。原子力発電所の事故シナシナというのはかなり詳しく設計されてて、その情報がどんどん出てきてて、どうこうどうこうと訓練すごくやってるけど、一方その住民安全班等に入ってくる情報で、何市の誰々住民が百名先に逃げたって交通混乱起こしてますとか、そんな訓練やってないでしょ。そういうことから見ても、今の原子力防災の仕組みがやっぱり原子力専門家の視点で、構築されている。それに今後いかに地元の防災の専門家の知恵、技術、情報を入れていくかっていうのが、今必要な仕組み構成だと思っています。

そういう意味では効率化、無駄なことをしないっていうことを考える前に、やっぱり必要なことが今の仕組みで本当に大丈夫かっていうことを考えるべき時期なのではないかというのが僕の意見です。以上です。

○福島企画員 野口先生ありがとうございました。

そうしますと、片桐先生お願いいたします。

○片桐顧問 オフサイトセンター、県災害対策本部の2つの役割分担については非常に重要なことで、変えていくべきところがあるかなというふうに思っております。自然災害が発生すると、すでに県市町村一体となって住民がどの程度被災しているとか、いろんな様々な情報を集約して、それを踏まえて住民の安全確保の対策を練っていくという仕組みができています。その中心的役割を果たすのが、県災害対策本部であり、市町村の対策本部ということだというふうに思ってます、それが、原子力災害の場合の複合災害時においても同じように機能していくということがやっぱり大前提として必要なんじゃないかなというふうに思ってるところです。福島事故を踏まえてですけど、複合災害時の原子力災害をどうしたらいいかっていう議論があつて、それは例えば、事故事象進展だとか、防護対策の意思決定を国が中央で行うというふうになっておりますし、あと、住民の安全確保に関わる活動の流れについては、実はJ

CO事故の後で整備されたオフサイトセンター、そこでどういうふうに機能し、活動するかという考え方、そこに同じ考え方に基づいて、全体が動くような仕組みが県としてあるわけですね。住民の安全を確保するための活動っていうものが、オフサイトセンターで決めたことではなくて、オフサイトセンターは情報を共有するところですから、別に決めるところではないですが、オフサイトセンターに住民安全班ができるという説明を先ほど頂きましたけど、その中には県からも市からも要員を派遣するということが求められているわけで、現実には、先ほど最初に申し上げましたように、自然災害の対応で県、市の災害対策本部が相当混乱の中で仕事を進めている、そのような状況下で、さらに同じような仕組みで検討するところをオフサイトセンターでやると決めたがためにですね、そこに人を出すということは、本来実効的な対応関係をつくるということを原点に戻って福島への対応とオフサイトセンターの在り方を議論した、としたらですね、今のこのような仕組みに私はなっていないんじゃないかなって本当はそう思うんです。福島の事故以降にオフサイトセンターの在り方の検討会にも参加をして、実は震災の対応の時にはやっぱり県庁のそばにオフサイトセンターがあってそれが効率的に実行できる環境作ってといたほうがいいって話をさせて頂いたんですが、島根の場合は同じ敷地の中にありますから、そういう意味では余計にですね、その効率化を、効率化っていう言葉があんまりよくないんで、実効的に環境を作るためには、人を適切に配置しながら、必要な業務を展開していく、それはどういうふうな仕組みが一番いいのかって言ったら、オフサイトセンターに今相当力をそがれることが見直す方向であってもいいんじゃないかなというふうに感じているわけです。本来その部分については、国が決めていることで訓練でもそういうことも確認をしてきているという事実はあるが、私はやっぱり最初に、住民安全を最終的に確保するという、県のそういう役割というふうに言われたときには、やっぱりどうやったら一番実効的な環境づくりができるか、住民の安全確保ができるのかっていうことを考える責任があると思いますし、それが国がしっかり、今成立しているものがあつたとしてもですね、見直していく働きかけをするっていうのが必要だろうと思います。その議論をやっぱりきちんとしないとですね、訓練で機能班活動こうなりましたと報告書がまとめられる訳ですけども、令和元年の訓練を見させていただいたときにも、正直なところ、オフサイトセンターと県の災害対策本部の連携の部分については実際議論されてる場面は、ほとんどありませんでしたし、そこに相当なマンパワーがそがれている割には、本来オフ

サイトセンターでやるべきこと、県の災害対策本部でやるべきことというものの整理がなされないまま、集まって訓練をしていた。これちょっとこれ言い過ぎかもしれませんが、そういうふうな印象を持ちます。結論はオフサイトセンターのやるべきことと県の災害対策本部でやるべきことがきちんと見直されて整備されることがより県民の安全確保につながるでしょというふうに思っているということなのですが、それを整理する、議論をするっていうことも先行してやっていただきたいと思います。最後に訓練を通じて役割分担を明確にしていくってありましたが、訓練はやっぱりこういう仕組みにあるからその仕組みがきちっと機能するかどうかを確認しますということで、これ仕組みがあつてのものなんですね。だから仕組みの議論をしないまま訓練をやるっていうことは、何を確認をしてるかっていうこと、今疑問視していることに対して回答は決して得られないんだろうというふうに思いますので、ぜひその部分を、今後やっていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○小村室長 貴重なご意見いただきましてありがとうございます。ちょっと整理をいたしますけど、片桐先生と野口先生いただきました。やはりちょっと最後のところですね、訓練を通じてということですね、等と書いてあるんですけど、訓練というところだけピックアップされてしまったかなというふうに思います。少し私の方の念頭にあったのは、やはりそういった訓練をするときってその前にいろんなじゃあどうするっていう考えて、議論という形でないですけど検討してところがあったので、少し言葉が足りなかったと思います。でも、先生方からいただいたのは、まだやはり議論をすべきじゃないかということをおっしゃっていただいたかと思ってまして、2つ視点があるかと思うんですけども、人の配置というところで、しっかり整理があるんじゃないか。これは適切かどうかわかりませんが効率化というような方向の話とそれから、やるべきことで欠けてるところはないかというこういったところもあるんじゃないかと野口先生から言っていたように思います。今の体制でできないということではないというふうには私どもも思ってございますけれども、当然改善できるところっていうのは、あると思いますので、そういったところをですねしっかり考えていきたい、議論をすべきだというご意見も受けとめてやっていきたいというふうに思います。それともう一つ、原子力防災の専門家とそれから防災の専門家の知恵を借りるべきじゃないかということをおっしゃっていただきました。いろんなところを考える時にはですね、やはり防災の専門家の知恵というか、どういう目があるかという

ころは必要かなというふうに思いますので、また先生方のご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○福島企画員 そうしますと、皆様からご意見いただきましたけれども、追加のご意見等ございますでしょうか。

○関谷顧問 よろしいですか。私はどちらかという防災の人間だと思うんですけども、やっぱり普通の自然災害の防災のことを考えると、原子力防災も一緒なんですけれども、基本的には市町村、基礎自治体が対応するっていうのは、前提で、原子力災害の場合では、市町村をまたぐので県が調整するというのが基本だろうというふうに思います。島根原発の場合は、オフサイトが必要なのは鳥取との調整があるのでやっぱり、何らかの形でオフサイトというか、島根県、鳥取県の調整が必要だと思うので、県の災害対策本部以外にも調整としてっていうか、情報共有として必要なんだろうなというふうに思います。けど、やはり原子力災害は、県が主導すべきことなので、住民の避難に関しても、やっぱりそこについては県の災害対策本部が責任をもつのが基本だとは思っています。役割分担とか、重複とかの調整もその必要だと思いますけれども、あくまでも県が何をしていくべきかを整理していくのが重要なのかなというふうに思います。以上です。

○小村室長 関谷先生ありがとうございます。片桐先生にも少し前に言っていただきましたが、やはり住民の安全を守るっていうところは県の一番やるべきところ、県民、住民の安全を守るというのは、県がやるべきところだというふうに思いますので、このところ、まずは、そのためにどうするべきかという視点でいろいろ検討を進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○福島企画員 その他ご意見ございますでしょうか。

野口先生お願いいたします。

○野口顧問 小会議今まで4回ありがとうございます。僕はこの小会議で最初懸念していたのは、県民の質問に答えるという格好のこういう会議は、大体県民の不安に対して、県はこういうことやっていますよと言って、やってることをきちっと説明して、だから安心してくださっていうふうな、議論になりがちなんです。おそらく原子力防災という仕組みはそういう議論の仕方ではないと思っていて、1回の自然災害で、土砂災害とか台風とか年に何回も経験してることでさえ、被害って出てる状況なんです。やっぱり本当に一生のうちに経験するかしないかみたいな事故に対して

完璧に対応できてる、というふうなロジックってやっぱり無理があるわけでしょ。そうすると、やっぱり本来原子力防災の仕組みというのは、県民の不安を一回受け取って、どうしてこういうふうに不安に思っただらう、自分たちの対応に対してどこが欠けているのだらうっていうことを一回受け止めて考える機会にしなければいけないあと、というふうにして、この4回の会議に接してきました。そういう意味では本当はここまでやってすごいですねって褒めればいいところを、やっぱり顧問としては課題を指摘せざるをえないという状況の中で、やっぱり、島根県として、いい原子力防災の仕組みを作っていただきたい、というつもりでやってきました。一応そういう意味では、そういうふうにできたかなと思っているし、県の皆さんたちもきちっとそういう課題は課題として受けとめていただいたなということで、よかったと思っています。ただ、もう一つの疑問は、やっぱり県民の質問に答えるという格好って問題の洗い出しを県民にお願いしているという状況なんですね。でも本当は原子力防災のいろんな問題点って、県民の方がまた気づかない、まだ不安にも思っただらうなものの中にもたくさんあるわけで、そういうものを県としてどういうふうにして課題を洗い出ししていくかっていうことがまず必要ですし、次に難しいのがやっぱりリソースの限界があるときに、あらゆるものがいっぺんにはできないので、やっぱりそのやるべきメニューをきちっと整理をして、それを今年、来年、再来年っていうふうにして、どこから強化していくかという方針も出して、大切なことはその方針を県民の方にきちっと説明をして、そういうことだったらっていうふうにして、やっぱり納得していただく努力がすごく必要だと思うんですね。それは、実は行政だけの問題ではなくて、やっぱり県民の方やマスコミにもお願いしたいのは、理想とする安全な島根県というのは一朝一夕にできるわけではないので、やっぱりまず課題をしっかりと把握して、限られたリソースの中でいかに積み上げていくかということの難しさと大事さということ、行政だけじゃなくて、県民の方々と一緒に共有できる仕組みを作らなければいけないというふうに思っています。そういう仕事の中で、我々顧問がしかるべき立場で、しかるべき活動をしようというふうに改めて思いました。今後とも、ぜひ課題を認めてそれを少しずつ確実にしていくという、今の県の姿勢を継続していただきたいというのがこの4回を終えた私からのお願いでございます。この4回どうもありがとうございました。

○福島企画員そうしますとですね、先ほども大阪につきましては、もうご意見、よろし

かったでしょうか。

そうしますと、やっぱりございますがまだやっぱり終了まで、いろいろありますけど、本日いろいろ公共につきまして項目がちょっと外の産廃より多かったんですけれども、本日資料示した項目全般ですとか、逃がせがこんなことかなということで、こんな風なことを行いますから、ご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。例えば、教えていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

そうしますと、予定しておりますが議題1からすべて終了いたしました。本日議論させていただいた仲間のご意見いただいた中で、ご意見等お気づきの点があればですね、またメール等で福島の方まで教えてお送りいただければと思っております。

それでは閉会にあたりまして、健康財団の方からごあいさつ申し上げます。

○出雲次長 本日は顧問の先生におかれましては、長時間にわたり、大変有意義なご意見をいただきましてありがとうございます。

予定しておりました項目につきましては、概ね確認をいただきました。

今後事務局においてですね、これまでの内容を整理してまいりますけれども、その過程などでご確認いただきたい項目が出てくることもあろうかと思っております。

このため、今後の小会議につきましては、必要に応じて開催させていただきたいと考えております。

顧問の先生におかれましては、引き続き本県の原子力行政へのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、会議を終わらせていただきたいと存じます。

本日は大変どうもありがとうございました。

○福島企画員 そうしますと、以上をもちまして、第4回の避難対策小会議を終了いたします。本日はありがとうございました。